

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和 3 年 3 月策定

令和 8 年 3 月改訂

佐倉市、酒々井町清掃組合

目 次

1. 計画の概要	1
1.1 目的	1
1.2 計画の位置付け	2
1.3 計画の作成期間（令和7年度中間見直し）	3
1.4 計画期間	3
1.5 広域的取り組みの推進	3
2. 地域の特性	3
2.1 地理的・地形的特性	3
2.1.1 位置	3
2.1.2 地勢、地質	4
2.1.3 土地利用（都市計画）	5
2.1.4 開発計画	5
2.1.5 交通	6
2.2 気象特性	6
2.3 人口及び世帯数	7
2.3.1 人口及び世帯数の推移	7
2.3.2 年齢構成	9
2.4 産 業	10
2.4.1 事業所	10
2.4.2 農業	10
2.4.3 工業	10
2.4.4 商業	11
2.5 財政力（一般会計、清掃事業費等）	11
2.6 佐倉市及び酒々井町の総合計画等上位計画	13
3. ごみ処理等の現状	17
3.1 処理実績等	17
3.1.1 処理フロー	17
3.1.2 発生量の推移	18
3.1.3 原単位の推移	30
3.1.4 ごみの性状	30
3.1.5 ごみ処理経費	32
3.2 収集運搬	34
3.2.1 収集区域	34
3.2.2 収集形態	34
3.2.3 収集方式	35
3.3 中間処理	35
3.4 最終処分	37

目 次

3.5	その他の動向等（ごみ処理行政の動向）	38
3.5.1	国・県の動向	38
3.5.2	関係市町の動向	39
3.5.3	ごみ処理技術の動向	41
4.	ごみ処理の評価	42
4.1	国の目標値を基準とした比較による評価	42
4.2	全国、千葉県、類似団体平均値を基準とした比較による評価	42
4.2.1	ごみ原単位	42
4.2.2	リサイクル率	42
4.2.3	最終処分率	42
4.2.4	処理経費	42
5.	ごみ処理に関する課題の抽出・整理	44
5.1	発生抑制・資源化に関する課題	44
5.2	収集・運搬に関する課題	44
5.3	処理・処分に関する課題	44
5.3.1	処理に関する課題	44
5.3.2	処分に関する課題	44
6.	計画策定の基礎事項	45
6.1	基本方針	45
6.2	ごみ処理に関する課題への施策	45
6.2.1	佐倉市	45
6.2.2	酒々井町	46
6.2.3	組合	46
6.3	達成目標	46
6.3.1	廃棄物の排出抑制	46
6.3.2	資源化・熱エネルギーの活用	46
6.3.3	最終処分量の低減	46
6.4	目標年次	47
7.	ごみの発生量及び処理量の見込み	48
7.1	ごみ排出量の将来推計	48
7.1.1	人口の将来予測	48
7.1.2	ごみ排出量の将来推計（現況排出状況時）	49
7.1.3	ごみ発生量の将来推計（排出抑制目標達成時）	52
7.2	ごみ処理量の見込み	55
7.2.1	現況排出時の処理量の見込み	55
7.2.2	排出抑制時の処理量の見込み	55
8.	ごみの処理主体	56

目 次

9. ごみ処理計画.....	56
9.1 排出抑制・再資源化計画.....	56
9.1.1 廃棄物の排出抑制.....	56
9.1.2 資源化・熱エネルギーの活用.....	56
9.1.3 最終処分量の低減.....	56
9.2 収集・運搬計画.....	57
9.2.1 収集・運搬量.....	57
9.3 中間処理計画.....	57
9.3.1 中間処理に関する目標.....	57
9.3.2 中間処理の方法.....	57
9.3.3 中間処理対象量.....	58
9.4 最終処分計画.....	58
9.4.1 最終処分に関する目標.....	58
9.4.2 最終処分の方法.....	59
9.4.3 最終処分量.....	59

1. 計画の概要

1.1 目的

国では、「環境基本法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」をはじめとする廃棄物に関する各種関連法の整備を進め、また、社会のあり方や生活様式の変化に伴い、3R（廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の推進や循環型社会の構築のため、各種関連法を改正するとともに具体的な目標を定めてきました。「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）が採択されるなど持続可能な社会を目指した国際協調の取組等を踏まえ、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「地域循環共生圏による地域の活性化」、「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」、「適正処理の推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」、「循環分野における基盤整備」の7つの方向性を示した第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）が定められました。

千葉県では、「第10次千葉県廃棄物処理計画（2021（令和3）年3月）」を策定し、「県民の安全・安心という基盤の下、低炭素・循環型の資源利用の観点に配慮しつつ、廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を推進することにより、ものを大切にする持続可能な循環型社会を築く。」という目標を掲げています。また、「3Rの推進」、「適正処理の推進」及びこれらを進めるための「適正処理体制の整備」を3本の柱に据えて、食品ロスの削減や廃プラスチックなどの再資源化促進などの新たな課題へ対処するため、市町村や事業者の連携のもと、持続可能な社会の構築を目指し、実効性のある施策の展開を図って行くことになりました。

国では、2024（令和6）年8月「第五次循環型社会形成推進基本計画」を公表し、「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現できるよう取り組んでいくとされ、また循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を加速するための取組を一段と強化する必要があるとされました。

佐倉市、酒々井町清掃組合（以下「組合」という。）を構成する佐倉市及び酒々井町では、「一般廃棄物処理基本計画（平成17年策定、平成25年改訂（以下、「前計画」という。）」をそれぞれ策定し、循環型社会の形成を推進してきました。その後、現状における組合の廃棄物行政の課題を踏まえ、佐倉市及び酒々井町の一般廃棄物処理基本計画と整合を図りつつ、2020（令和3）年3月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。今回は2021（令和3）年3月の千葉県のあらたな「第10次千葉県廃棄物処理計画」策定や2024（令和6）年8月の国のあらたな「第五次循環型社会形成推進基本計画」公表を踏まえ、「一般廃棄物処理基本計画」から5年後の中間見直しをするものです。

1.2 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画という。」）は、廃棄物処理法の第6条第1項に規定される一般廃棄物処理計画の基本計画で、佐倉市及び酒々井町の総合計画に定めている計画事項のうち、一般廃棄物（ごみ）処理行政における事項を具体化するための施策方針を示すものです。

本計画の策定にあたっては、平成28年9月に改訂された環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」や関係法令等に準拠し、国や千葉県の廃棄物処理に係る基本方針等を踏まえ、佐倉市及び酒々井町の総合計画や一般廃棄物処理基本計画等にも十分配慮した計画とします。

本計画の位置付け及び他の計画等との関係を図1-3-1に示します。

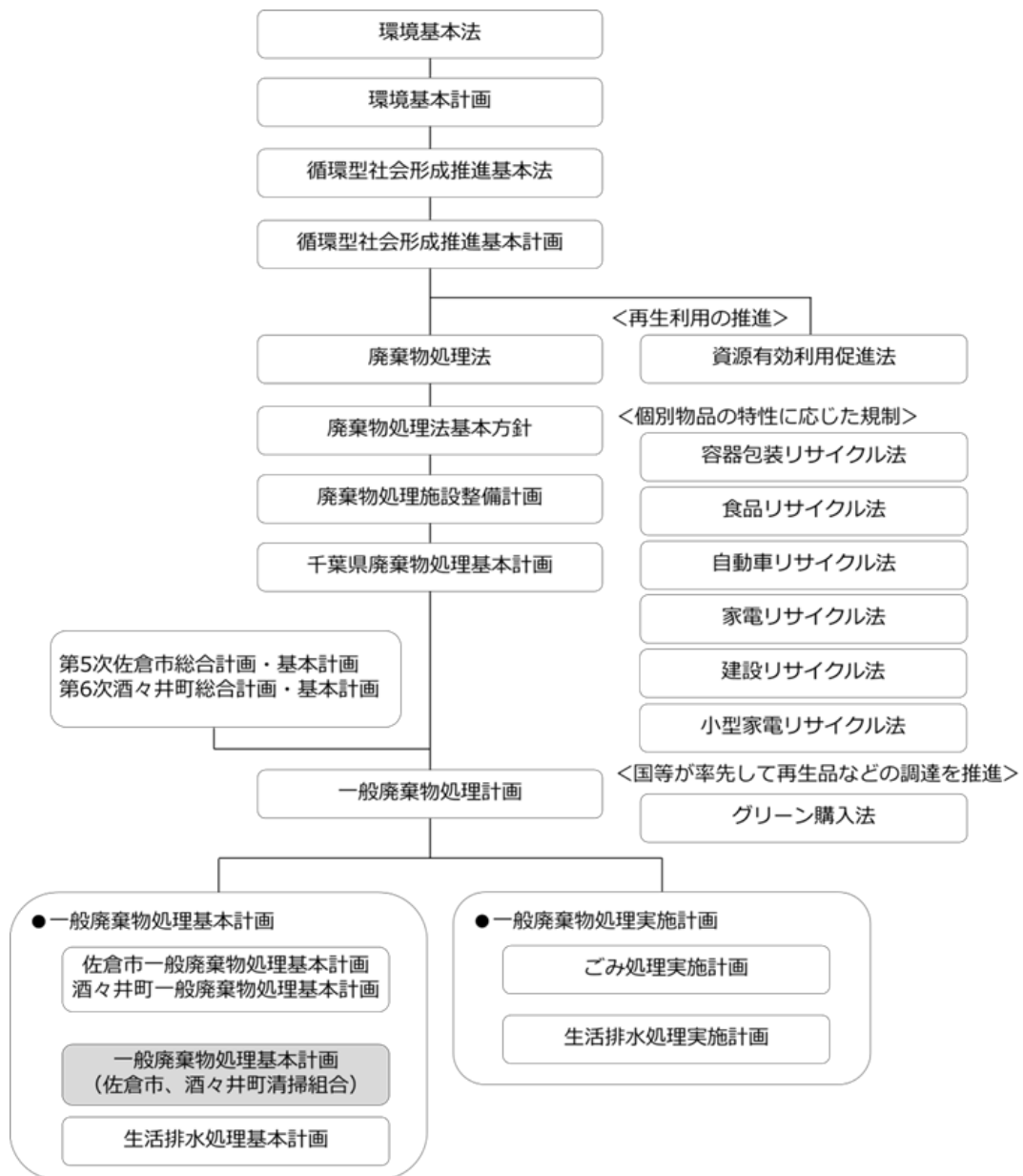


図 1-3-1 計画の位置付け及び他の計画との関係

1.3 計画の作成期間（令和7年度中間見直し）

自：令和7年 12月 26日

至：令和8年 3月 23日

1.4 計画期間

基本計画の計画期間は、初年度を令和3年度とし、目標年度は10年後の令和12年度とします。計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うこととします。なお、中間目標年度を5年後の令和7年度とします。

初年度：令和3年度

目標年度：令和12年度

1.5 広域的取り組みの推進

組合を構成する佐倉市及び酒々井町は、昭和41年から1市1町での広域処理を実施し、現在まで継続しています。千葉県は、平成12年に千葉県ごみ処理広域化計画を策定していますが、佐倉市及び酒々井町は、当時すでに1市1町で組合を設立してごみ焼却施設を保有していたことから、佐倉市及び酒々井町1市1町での広域処理を進めてきました。今後も同様に1市1町での広域処理を進めていながら、更なる広域処理の検討をするものとなります。

2. 地域の特性

2.1 地理的・地形的特性

2.1.1 位置

組合を構成する佐倉市及び酒々井町は、千葉県の北部北総台地に位置し、県都千葉市には佐倉市の南縁部で隣接しています。

本地域の面積は122.70k㎡であり、千葉県全体の2.4%を占めています。(図2-1-1)



図 2-1-1 位置図

2.1.2 地勢、地質

佐倉市及び酒々井町は「両総台地」あるいは「北総台地」と称される千葉県北部の広範囲に標高 20～50m の高さで広がる比較的平坦な丘陵地域に属しており、面積は佐倉市 103.69km²、酒々井町 19.01km² の合計 122.70km² を有しています。

この地域の地質は、新生代第4紀洪積世の時代の堆積物で、成田層と呼ばれる砂質土層を主体とした地層が分布し、台地では上位に富士火山活動に由来する関東ローム層が堆積しています。

2.1.3 土地利用（都市計画）

佐倉市及び酒々井町の土地利用計画は表 2-1-1 に示すとおり、佐倉市、酒々井町ともに行政区域の全域を都市計画区域としており、佐倉市では約 23%、酒々井町では約 19% を市街化区域としています。

また、民有地の土地利用状況を地目別民有地面積で見ると、宅地は平成 27 年に対し令和 6 年では、佐倉市では約 2.1%増加し、田、畑、山林などは減少し、宅地化と農業離れが進行していることがわかります。

表 2-1-1 都市計画面積

区分	都市計画区域	面積 (ha)		
		市街化区域	市街化調整区域	合計
佐倉市	行政区域の全域	2,424	7,935	10,369
酒々井町	同上	367	1,535	1,902

表 2-1-2 地目別民有地面積

(単位:m²)

項目	佐倉市		酒々井町	
	H27	R6	R27	R6
田	19,050	18,750	3,504	3,280
畑	13,294	12,368	2,722	2,319
宅地	20,045	20,466	3,244	3,075
池沼	123	136	68	68
山林	16,588	16,013	4,063	3,491
原野	1,363	1,347	511	430
雑種地	6,956	8,265	1,192	2,233
その他	26,270	26,345	3,705	4,115
計	103,689	103,690	19,010	19,011

※1 資料：千葉県統計年鑑（各年1月1日現在）

2.1.4 開発計画

佐倉市は、平成 26 年度以降で以下のとおり地区計画を決定し、住みよいまちへの計画・誘導を進めています。なお、酒々井町では平成 26 年度以降に新規の地区計画の決定はありません。

- ・白銀地区 37.2ha 平成 28 年 3 月
- ・ユーカーが丘駅北地区 4.3ha 平成 30 年 12 月
- ・高崎地区 20.2ha 平成 31 年 4 月

2.1.5 交通

京成電鉄本線、JR 総武線本線・成田線が佐倉市及び酒々井町を横断しています。佐倉市は都心まで約 60 分、成田空港と千葉へはそれぞれ約 20 分の距離にあります。酒々井町は、都心まで約 90 分、成田空港へは約 10 分、千葉へは約 20 分の距離にあります。また、佐倉市内には新交通システム(モノレール)によるユーカリが丘線が運航し、バス路線とともに各駅と住宅地を結ぶ市民の足となっています。

一方、道路は東関東自動車道と国道 51 号が佐倉市の南部から酒々井町の北東に走り、国道 296 号が両市を横断する主要な生活道路となっています。



図 2-1-2 交通図

2.2 気象特性

佐倉市及び酒々井町を含む千葉県北部は、夏は高温多湿、冬は晴天が続き乾燥した北西風が吹く太平洋側気候区に属しています。

気象庁の測定による過去 10 年間(平成 27 年から令和 6 年)の気象概況は表 2-2-1 に示すとおりです。平均年間気温は 15.6℃(最高気温 38.1℃、最低気温 -8.2℃)、平均年間降水量は 1,512.8 mm、最多風向は北北東となっています。

表 2-2-1 過去 10 年間の気象概況

区分 年次	気温(°C)			風速(m/秒)	風向	降水量(mm)	
	最高気温	最低気温	平均	平均	最多	年間	1日最大
H27	36.6	-4.9	15.3	2.5	北北東	1,513.0	102.5
H28	36.2	-5.9	15.4	2.4	北北東	1,551.5	98.5
H29	35.7	-7.0	14.7	2.4	北北東	1,413.5	108.5
H30	37.6	-5.9	15.7	2.7	北北東	1,284.5	55.5
H31	35.9	-5.9	15.4	2.4	北北東	1,793.0	248.0
R2	36.7	-5.9	15.5	2.5	北北東	1,618.5	76.0
R3	35.7	-7.9	15.5	2.4	北北東	1,743.5	97.0
R4	38.1	-6.8	15.4	2.6	北北東	1,288.5	78.0
R5	37.4	-8.2	16.6	2.4	北北東	1,330.5	226.5
R6	37.8	-5.1	16.6	2.5	北北東	1,591.0	87.5
平均	36.8	-6.4	15.6	2.5	-	1,512.8	117.8

※1 資料：気象庁 HP（地点：佐倉）

2.3 人口及び世帯数

2.3.1 人口及び世帯数の推移

過去 10 年間（平成 27 年度から令和 6 年度）の人口及び世帯数の推移は、表 2-3-1、図 2-3-1 及び図 2-3-2 に示すとおりです。

人口については、佐倉市及び酒々井町ともに減少傾向で推移しており、平成 27 年度から令和 6 年度にかけて、佐倉市は約 7,500 人、酒々井町は約 1,200 人減少しています。

一方、世帯数については、佐倉市及び酒々井町ともに増加傾向で推移しており、平成 27 年度から令和 6 年度にかけて、佐倉市は約 5,400 世帯、酒々井町は約 400 世帯増加しています。

表 2-3-1 人口及び世帯数の推移

年度	人口(人)			世帯数(世帯)		
	佐倉市	酒々井町	合計	佐倉市	酒々井町	合計
H27	177,112	21,238	198,350	75,157	9,563	84,720
H28	176,836	21,144	197,980	75,871	9,609	85,480
H29	176,300	21,010	197,310	76,459	9,714	86,173
H30	175,904	20,918	196,822	77,217	9,866	87,083
R1	175,279	20,741	196,020	78,077	9,849	87,926
R2	173,979	20,699	194,678	78,473	9,894	88,367
R3	172,478	20,521	192,999	78,624	9,854	88,478
R4	171,571	20,344	191,915	79,141	9,854	88,995
R5	170,508	20,303	190,811	79,680	10,009	89,689
R6	169,656	20,078	189,734	80,565	10,009	90,574

※1 佐倉市：住民基本台帳（各年度9月末）

※2 酒々井町：住民基本台帳（各年度10月1日）

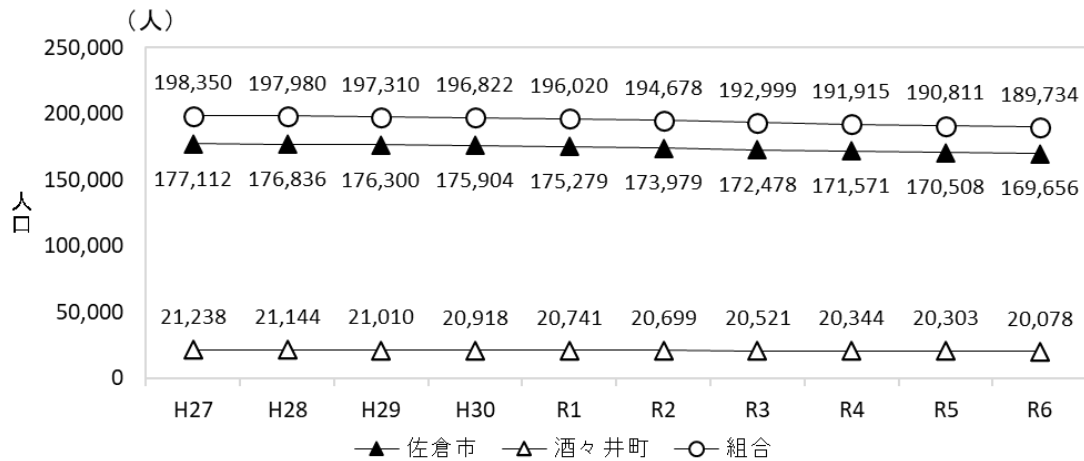


図 2-3-1 人口の推移

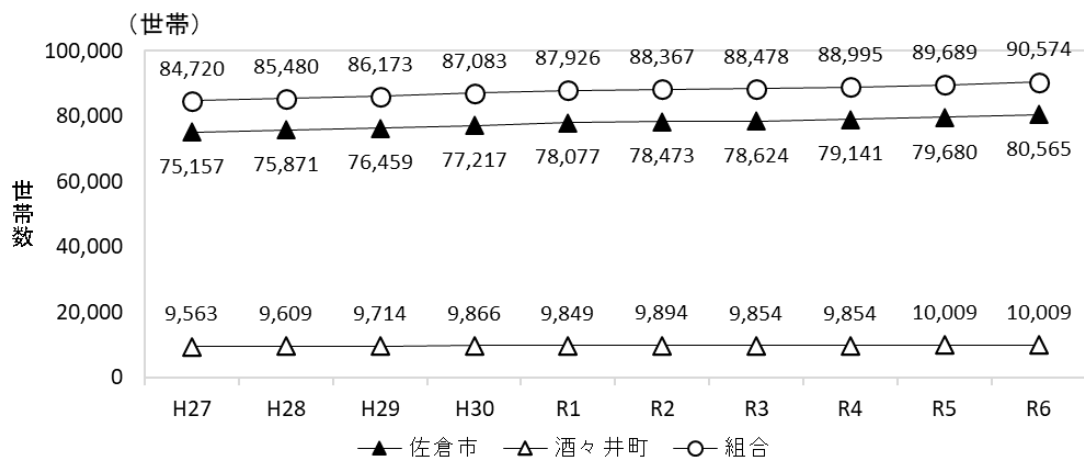
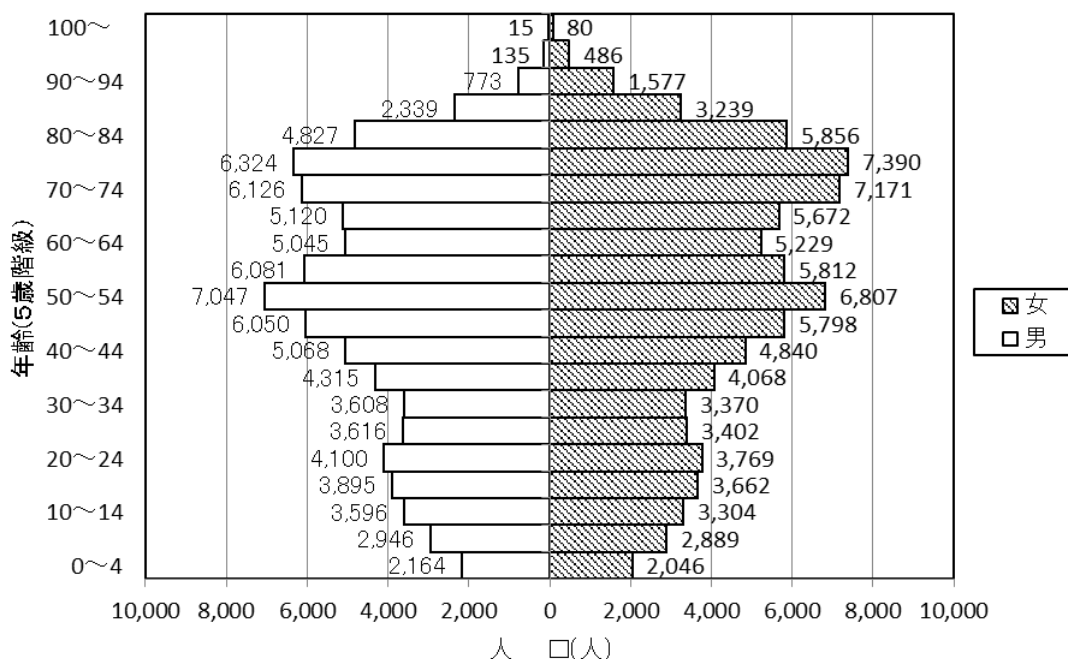


図 2-3-2 世帯数の推移

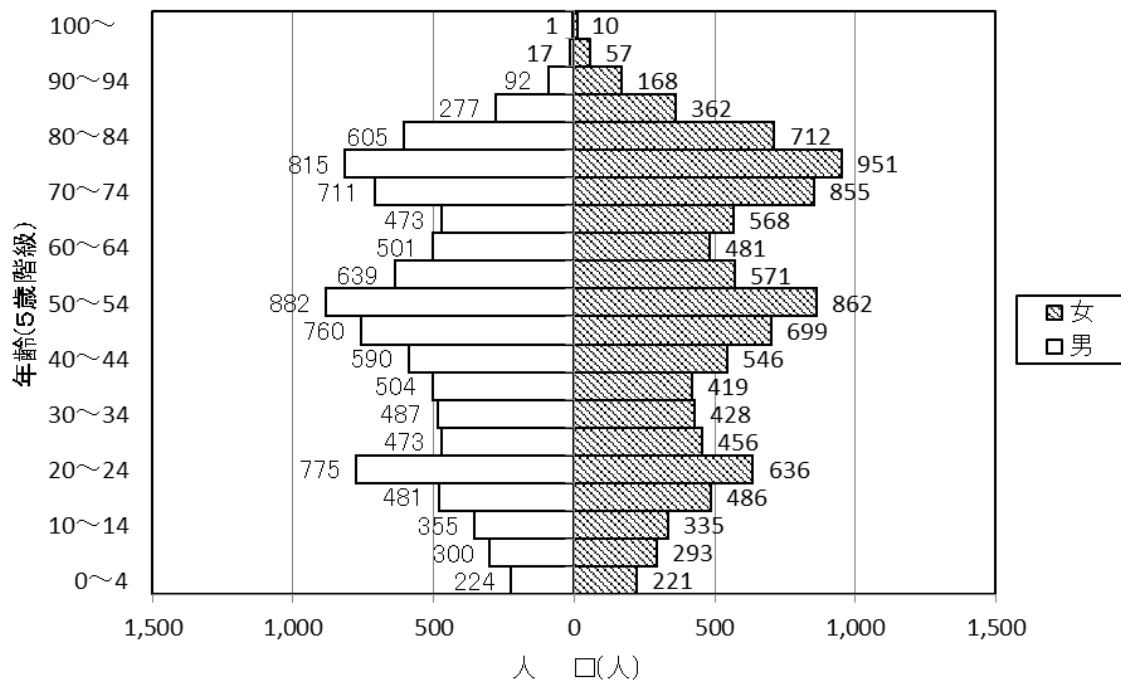
2.3.2 年齢構成

年齢（5歳階級）別、男女別人口の人口は、図2-3-3及び図2-3-4に示すとおりです。
65歳以上の高齢化人口の割合は、佐倉市で約34%、酒々井町で約33%となっています。



※1 令和6年9月30日現在

図2-3-3 佐倉市年齢（5歳階級）別、男女別人口（令和6年度）



※1 令和6年10月1日現在

図2-3-4 酒々井町年齢（5歳階級）別、男女別人口（令和6年度）

2.4 産 業

2.4.1 事業所

佐倉市及び酒々井町の過去 10 年間（平成 24 年から令和 3 年）の事業所数及び従業員数の推移は表 2-4-1 に示すとおりです。佐倉市の事業所数、従業員数ともに、横ばいで推移し、酒々井町は、全体的には増加傾向を示しております。

表 2-4-1 事業所数及び従業員数の推移

区分	佐倉市		酒々井町	
	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数
H24	4,411	47,650	589	4,892
H26	4,677	53,723	708	6,618
H28	4,381	49,722	709	6,189
R3	4,417	51,439	750	7,705

※1 資料：千葉県統計年鑑

※2 民間のみ（国、地方公共団体は除く）

2.4.2 農業

佐倉市、酒々井町ともに農業離れの傾向が続いており、農家数、農家従事者数ともに減少しています。（表 2-4-2）

表 2-4-2 農家数、農家人口、耕地の推移

項 目	佐倉市				酒々井町				
	H17	H22	H27	R2	H17	H22	H27	R2	
農家数	総 数	1,182	1,006	827	666	258	225	193	162
	専 業	234	221	199	-	46	45	45	-
	第1種兼業	145	203	161	-	34	30	27	-
	第2種兼業	803	582	467	-	178	150	121	-
農業従事者数	総 数	3,223	2,678	2,058	1,588	706	608	482	395
	男	1,785	1,471	1,144	894	405	337	277	224
	女	1,438	1,207	914	694	301	271	205	171

※1 資料：千葉県統計年鑑「農林業センサス結果概要」

2.4.3 工業

佐倉市及び酒々井町の過去 10 年間（平成 23 年から令和 2 年）の事業所数、従業員数及び製造品出荷額等の推移は表 2-4-3 に示すとおりです。佐倉市及び酒々井町共に、事業所数は増減しながら緩やかに減少している傾向を示しているのに対し、従業員数は増減しながら緩やかに増加し、佐倉市では 8,400 人強、酒々井町では 900 人弱となっています。製造品出荷額等の傾向も従業員数と同様です。

表 2-4-3 工業の推移

年次	佐倉市			酒々井町		
	事業所数	従業員数	製造品出荷額等(万円)	事業所数	従業員数	製造品出荷額等(万円)
H23	131	6,928	25,420,920	17	282	1,032,779
H24	118	7,553	23,388,962	18	1047	1,385,814
H25	120	7,708	25,345,701	15	309	986,126
H26	118	7,390	26,784,315	15	289	1,188,133
H27	130	7,612	28,070,092	13	320	1,271,105
H28	121	8,341	30,983,658	15	974	1,497,618
H29	115	8,263	31,545,989	14	959	1,652,185
H30	119	8,640	32,469,819	14	937	2,117,165
R1	122	8,777	33,525,350	15	916	2,206,943
R2	127	8,482	30,390,942	13	862	1,620,566

※1 資料：千葉県統計年鑑「工場統計調査」

※2 H23 は翌年 2 月 1 日現在、H24～H26 は各年 12 月 31 日現在、H27 以降は翌年 6 月 1 日現在
H23、H27、R2 は従業員 4 人以上の事業所の数値

2.4.4 商業

佐倉市及び酒々井町の過去 10 年間（平成 24 年から令和 3 年）の商店数、従業員数及び年間商品販売額の推移は表 2-4-4 に示すとおりです。佐倉市の商店数は増減しながら緩やかに増加し、従業員、年間商品販売額は増額となっております。酒々井町では、商店数、従業員数、年間商品販売額のいずれも増加しております。

表 2-4-4 商業の推移（飲食店は除く）

年次	佐倉市			酒々井町		
	商店数	従業員数	年間商品販売額(万円)	商店数	従業員数	年間商品販売額(万円)
H24	809	7,095	17,310,458	112	1,070	2,153,817
H26	843	7,572	19,760,999	151	1,295	2,647,226
H28	870	7,791	21,682,107	214	1,776	4,435,462
R3	842	8,549	21,846,500	247	2,290	5,789,000

※1 資料：千葉県統計年鑑「商業統計調査」

※2 H24、H28～R3 は各翌年 6 月 1 日現在、26 年は翌年 7 月 1 日現在

2.5 財政力（一般会計、清掃事業費等）

組合の歳入と歳出は概ね 18 億円であり、平成 28 年度から平成 30 年度については、基幹的設備改良工事があったため多額となっております。

佐倉市及び酒々井町の負担金は、平成 28 年度から平成 30 年度は基幹的設備改良工事により増加しています。佐倉市及び酒々井町の歳出に占める負担金割合は 2%弱となっております。（表 2-5-1、図 2-5-1）

表 2-5-1 佐倉市及び酒々井町の負担金及び組合の歳入・歳出

(単位：千円)

年度	佐倉市			酒々井町			組 合			
	歳 出	清掃組合 負担金	負担金 比率 (%)	歳 出	清掃組合 負担金	負担金 比率 (%)	歳 入	歳 出	市・町 負担金	負担金 比率 (%)
H27	46,630,303	719,848	1.5	6,220,114	93,480	1.5	1,364,899	1,346,741	813,328	59.6
H28	45,720,847	836,113	1.8	6,113,424	109,368	1.8	2,364,207	2,304,061	945,481	40.0
H29	46,348,504	807,817	1.7	6,291,778	106,699	1.7	3,671,791	3,604,448	914,516	24.9
H30	46,777,930	791,923	1.7	6,232,495	103,561	1.7	3,102,109	2,972,850	895,484	28.9
R1	49,842,119	672,447	1.3	6,759,788	89,359	1.3	1,559,399	1,332,135	761,806	48.9
R2	68,964,131	674,436	1.0	9,547,788	88,561	0.9	1,698,830	1,570,436	762,997	44.9
R3	55,772,024	709,347	1.3	7,290,705	94,034	1.3	1,728,790	1,611,056	803,381	46.5
R4	56,876,152	727,280	1.3	679,481	94,152	13.9	1,784,017	1,732,852	821,432	46.0
R5	56,939,530	849,917	1.5	7,023,082	105,282	1.5	1,836,129	1,746,720	955,199	52.0
R6	59,653,760	1,068,775	1.8	7,164,299	139,212	1.9	1,987,097	1,762,131	1,207,987	60.8

※1 歳入、歳出等は、千円未満切捨

※2 佐倉市及び酒々井町の歳出は目的別

※3 組合の歳入には、佐倉市及び酒々井町の負担金のほか国・県支出金、ごみ処理手数料財政調整基金繰入金、組合債などを含む。

※4 負担金比率は、佐倉市及び酒々井町では歳出に占める比率を、また、組合では歳入に占める比率を示す。

※5 組合の歳入は、H28～H30 は基幹的設備改良工事のため多額となっている。

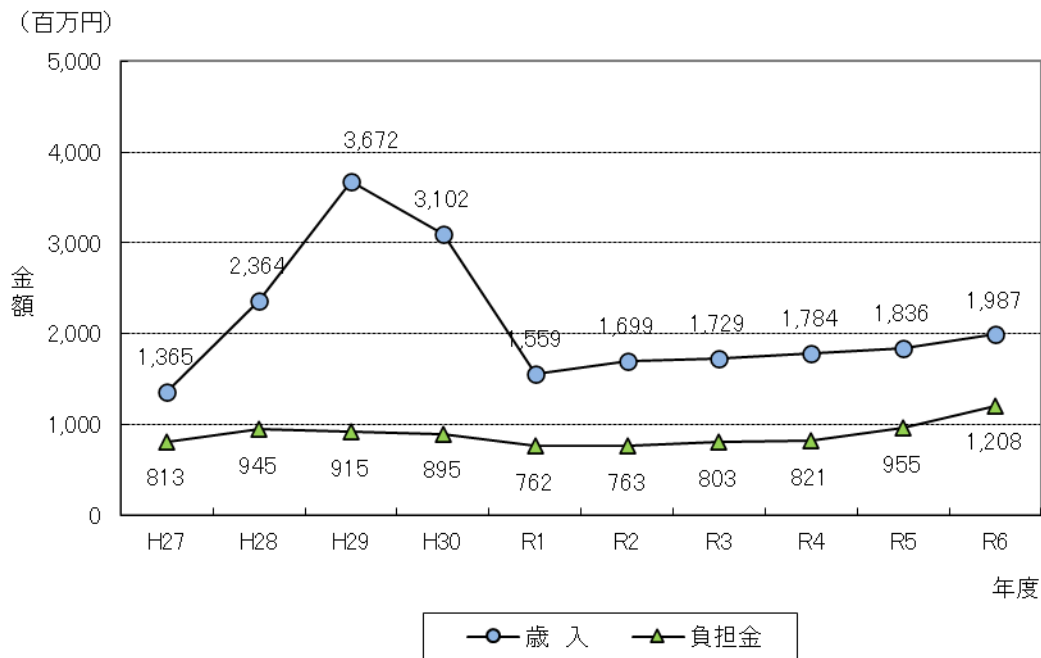


図 2-5-1 組合の歳入及び負担金

2.6 佐倉市及び酒々井町の総合計画等上位計画

組合の基本計画に係る佐倉市、酒々井町の上位計画は、「第5次佐倉市総合計画 基本構想」が令和13年(2031年)、「第6次酒々井町総合計画 基本構想」が令和13年(2031年)を目標年としています。

佐倉市の「第5次佐倉市総合計画 基本構想」の計画期間は、令和2年度から令和13年度までの12年間で、現在は、その実現のための「中期基本計画」の期間中です。

「基本構想」及び「基本計画(前期・中期・後期)」では、人口については令和12年の基準ケースで155,715人となっています。またごみ処理に関連する事項では、一般廃棄物の計画的な処理を行うとともに、4Rの推進など、ごみの発生又は排出を抑制する生活様式の啓発、多量排出事業者への指導、資源回収団体等への支援などにより、ごみの適正処理と減量化を図るなどの方針が示されています。

第5次佐倉市総合計画 基本構想

1.計画の期間

令和2年度(2020年度)～令和13年度(2031年度)

2.人口・基準ケース :155,715人

3.将来都市像

笑顔輝き 佐倉咲く みんなで創ろう「健康・安心・未来都市」

4.まちづくりの基本方針

- ① ともに支え合い誰もがいきいきと暮らせるまち
(福祉・健康・子育て)
- ② 人と自然が調和した安心して暮らせるまち
(都市基盤・住環境)
- ③ 地域の資源を活かした活力と賑わいのあるまち
(産業・観光・文化)
- ④ 豊かな心を育み 笑顔あふれるまち
(教育)
- ⑤ 市民とともに創る 多様性のある 持続可能なまち
(市民参加・自治体運営)

第5次佐倉市総合計画 基本計画(前期・中期・後期)

1.計画の期間

前期 令和2年度(2020年度)～令和5年度(2023年度)

中期 令和6年度(2024年度)～令和9年度(2027年度)

後期 令和10年度(2028年度)～令和13年度(2031年度)

2.環境保全

- ①豊かな自然環境を保全します
- ②ごみの減量化・資源化を推進します
- ③生活環境の保全を図ります
- ④地球温暖化対策を推進します

また、酒々井町では、令和4年度より令和13年度までの10年間を計画期間とした「第6次総合計画」を策定し、現在は、その実現のための「前期基本計画」の期間中です。

「基本構想」及び「基本計画（前期）」のごみ処理に関連する事項では、ごみの減量化・資源化の促進、収集処理体制の整備、ごみ処理施設の整備などの方針が示されています。

第6次酒々井町総合計画 基本構想

1. 計画の期間

令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）

2. 将来都市像

「人 自然 歴史が調和した活力あふれるまち 酒々井」

3. まちづくりの基本目標

① 健康・福祉・子育て

～誰もが健やかに暮らせる、支え合いのまちづくり～

② 教育・文化

～人権と学びが尊重され、豊かな心と歴史・文化が香るまちづくり～

③ 生活安全

～豊かな日常を守る、安全安心なまちづくり～

④ 環境共生

～自然と共存し、環境に負荷をかけないまちづくり～

⑤ 都市基盤

～便利で快適な、歩いて暮らせるまちづくり～

⑥ 産業・経済

～活力と魅力にあふれ、にぎわいのあるまちづくり～

⑦ 地域社会・行財政

～多様な主体との連携により、地域の力で紡ぎだすまちづくり～

第6次酒々井町総合計画 基本計画（前期）

1. 計画の期間

前期 令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）

後期 令和9年度（2027年度）～令和13年度（2031年度）

2. 自然と共存し、環境に負荷をかけないまちづくり

1) 資源循環

(1) ごみの減量化・再資源化の促進

①ごみの減量化・再資源化の促進に向けて、情報発信とごみの大量排出事業者への指導を強化します。

②町内の資源回収協力団体による活動支援します。

③プラスチックごみの削減については、国の政策を踏まえた排出抑制策を講じます。

(2) ごみ収集体制の整備

①効率的なごみ収集体制を整備するために、分別区分の変更など必要に応じた収集体制の見直しを行います。

②受益者負担の観点から、ごみ処理手数料についても適正な水準への見直しを検討します。

3. ごみ処理等の現状

3.1 処理実績等

3.1.1 処理フロー

組合のごみ処理は、収集・運搬を佐倉市及び酒々井町が行い、中間処理及び最終処分を組合が主体となって行っています。令和6年度のごみ処理フローは、図3-1-1に示すとおりです。

年間53,312tの排出量のうち、87%の46,623tは佐倉市から、13%の6,689tは酒々井町から排出されています。

ごみの種類別では、可燃ごみ44,074t(83%)、不燃ごみ620t(1%)、粗大ごみ2,314t(4%)、資源ごみ3,400t(6%)となっています。また、佐倉市及び酒々井町が行っている集団回収による資源物は2,904t(6%)となっています。

可燃ごみは粗大ごみ処理施設の可燃物残渣と併せて焼却施設にて焼却し、焼却灰を資源化しています。また、焼却の余熱利用として発電(14,306MWH)および園芸施設への蒸気の供給、酒々井コミュニティプラザへの給湯を行っています。

不燃ごみと粗大ごみ及び資源ごみのビン・カン等は中間処理し、可燃物、不燃物、有価物に選別しています。

焼却施設からの不燃物及び飛灰は、処理委託をしています。

資源化物は、廃乾電池、廃蛍光灯及び組合へ搬入されない容器包装廃棄物等の直接資源化物が67t、鉄、アルミなどの中間処理後再生利用量が6,407tで、これに集団回収による資源物2,904tを加えると、合計9,378tとなりごみ排出量に対する資源化率は18%となります。

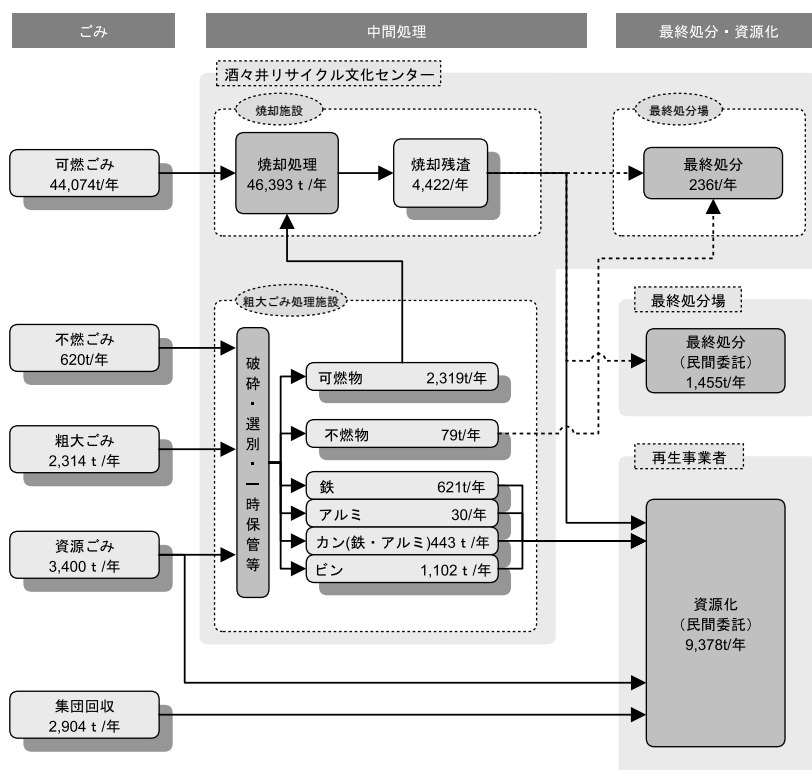


図3-1-1 令和6年度のごみ処理状況フロー

3.1.2 発生量の推移

過去5年間のごみ排出量の実績は以下に示すとおりです。ただし令和2年度から令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けています。

1) 佐倉市

(1) ごみ排出量

佐倉市のごみは、一般家庭から排出される「家庭系ごみ」と事業所からの「事業系ごみ」及び「集団回収」の三つの排出原に大別されます。ごみ排出量の排出原別の推移は図3-1-2に示すとおりです。過去5年間（令和2年度～令和6年度）で、排出量計は6,265 tの減少となっています。排出原別では、家庭系ごみは5,282 t、事業系ごみは151 t、集団回収ごみは832 t減少しています。

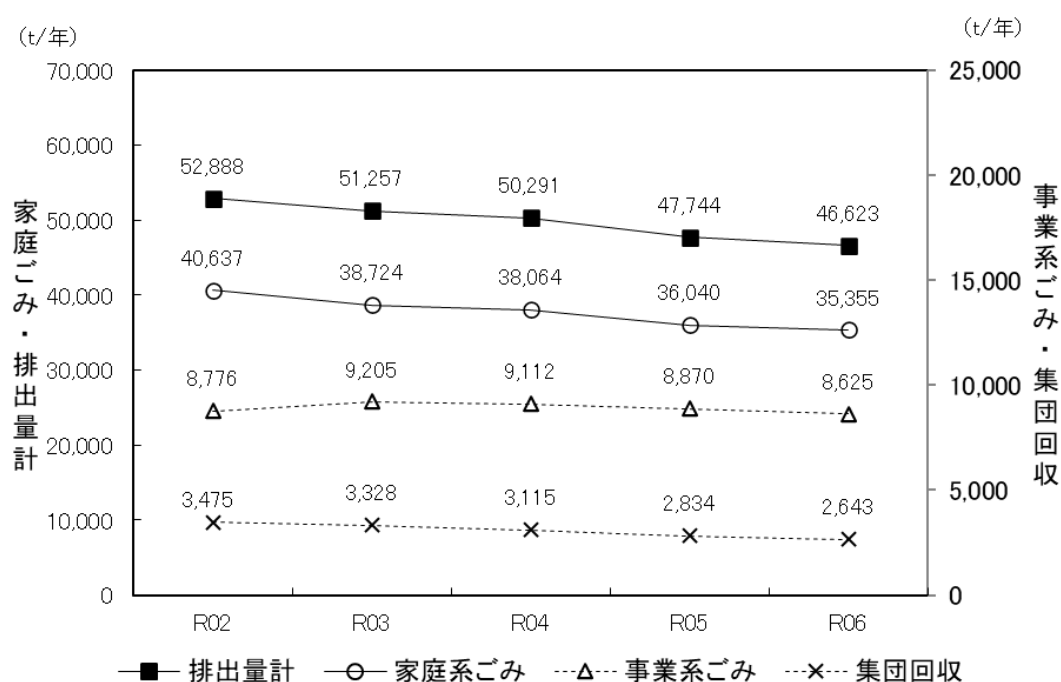


図3-1-2 佐倉市ごみ排出量の推移

家庭系ごみ排出量の排出原別の推移は図3-1-3に示すとおりとなります。過去5年（令和2年度～令和6年度）では全体的に減少傾向を示しており、排出量計は5,282 t減少しています。排出原別では、可燃ごみは3,759 t、不燃ごみは250 t、粗大ごみは873 t、資源物は400 t減少しています。

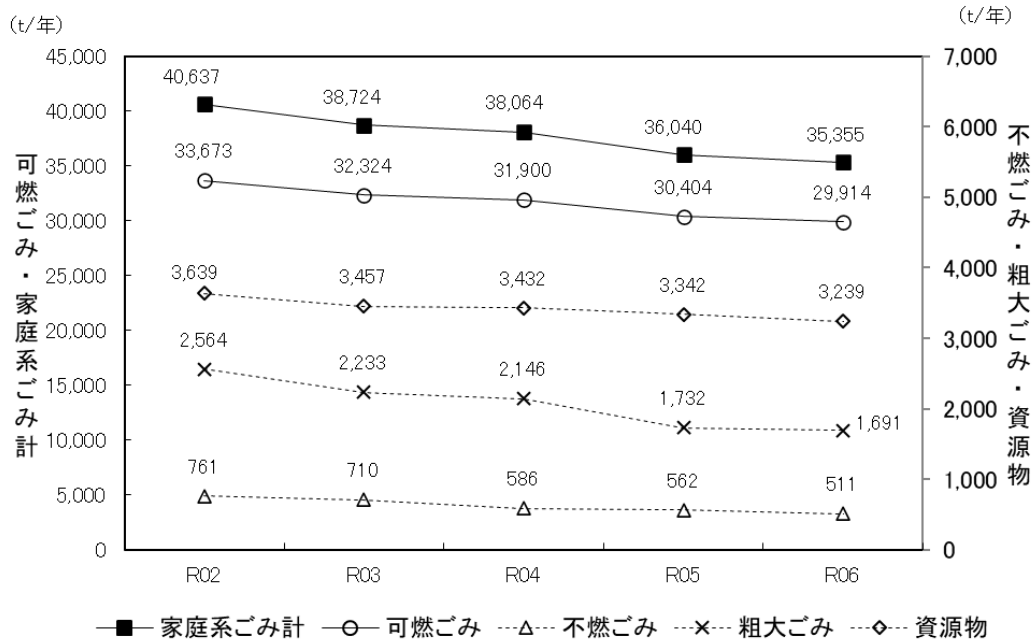


図 3-1-3 佐倉市家庭系ごみ排出量の推移

事業系ごみ排出量の推移は図 3-1-4 に示すとおりとなります。過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）で可燃ごみは 58 t 増加しており、粗大ごみは減少傾向で推移し、209 t 減少しています。不燃ごみの排出量は 0 t となっています。

可燃ごみは、令和 3 年度に前年度と比べ 491t 増加した後、減少傾向で推移しています。

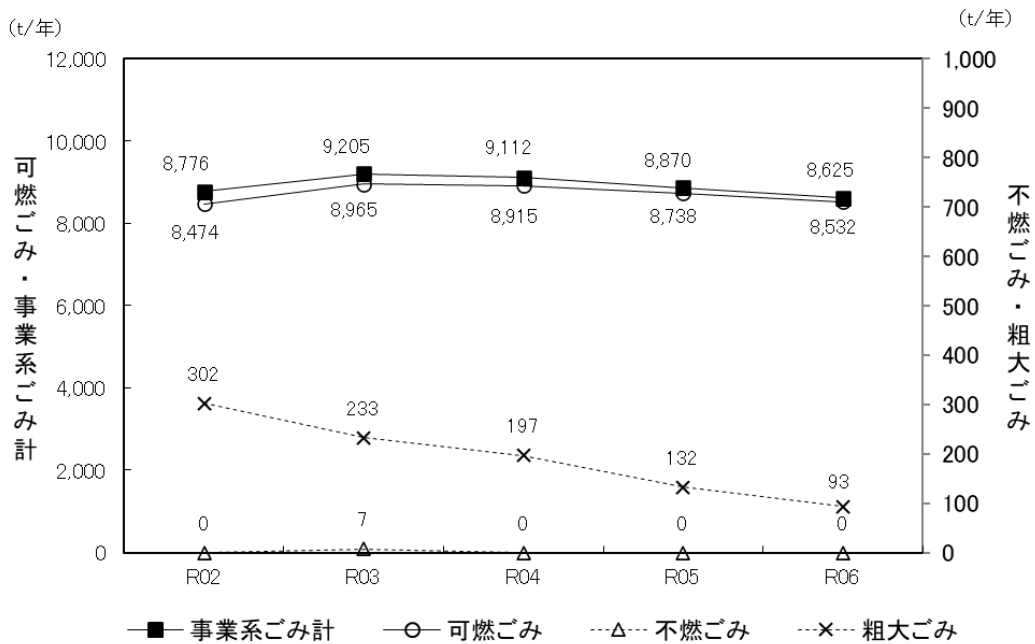
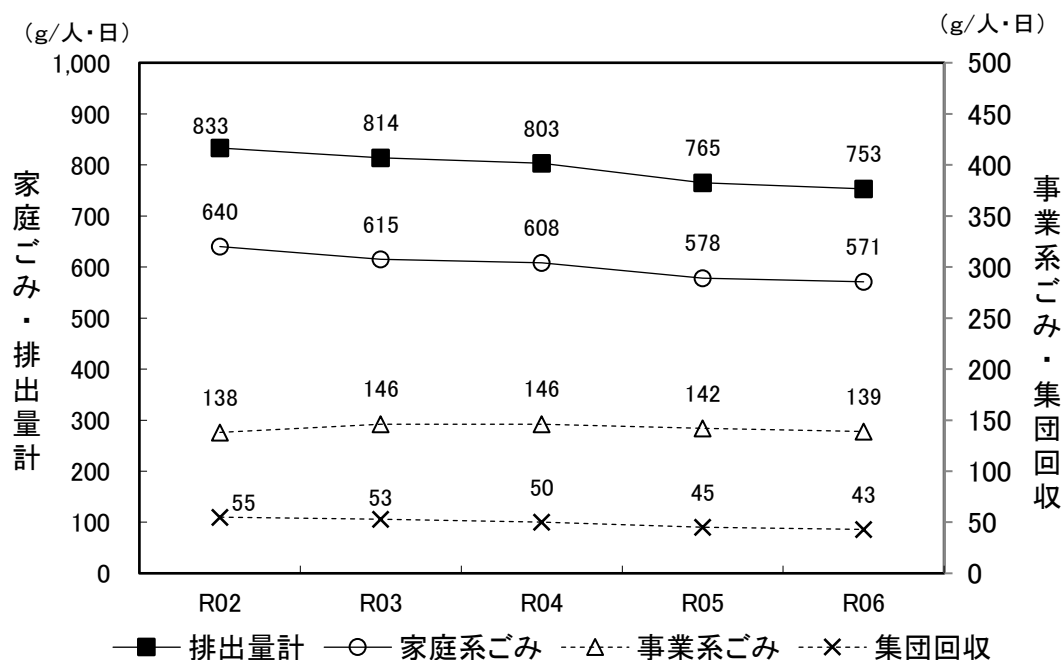


図 3-1-4 佐倉市事業系ごみ排出量の推移

(2) ごみ原単位

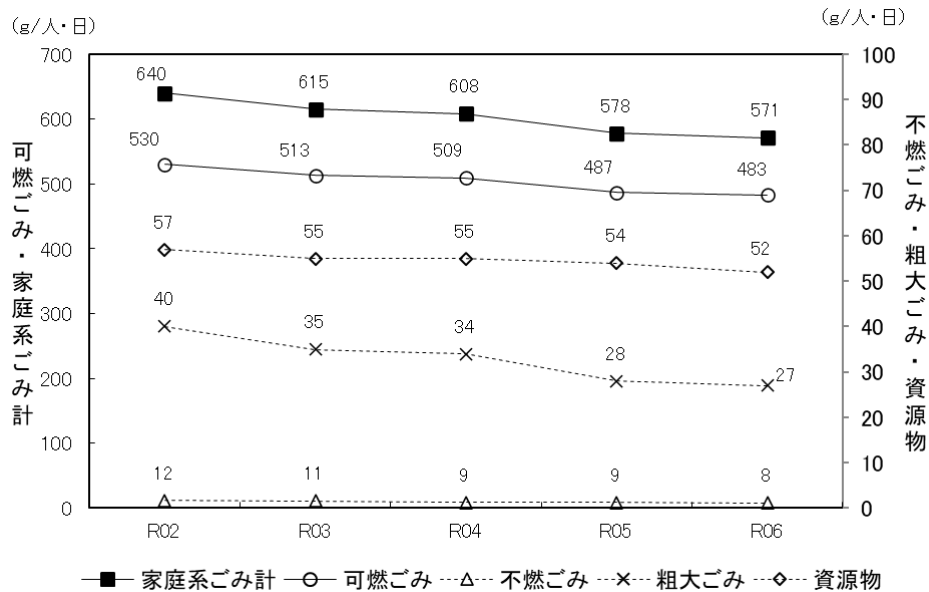
ごみ原単位は、ごみの排出量を住民 1 人一日当たりの排出量として表したものです。佐倉市のごみ原単位の推移は図 3-1-5 に示すとおりです。過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）で家庭系ごみは 69 g/人・日、集団回収は 12 g/人・日 減少しています。事業系ごみは令和 3 年度～令和 4 年度に増加し、その後減少しており、過去 5 年間で 1 g/人・日 増加しています。



※1 端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

図 3-1-5 佐倉市ごみ原単位の推移

家庭系ごみの原単位の排出原別の推移は図 3-1-6 のとおりとなります。過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）で可燃ごみは 47 g/人・日、不燃ごみは 4 g/人・日、粗大ごみは 13 g/人・日、資源物は 5 g/人・日減少しています。

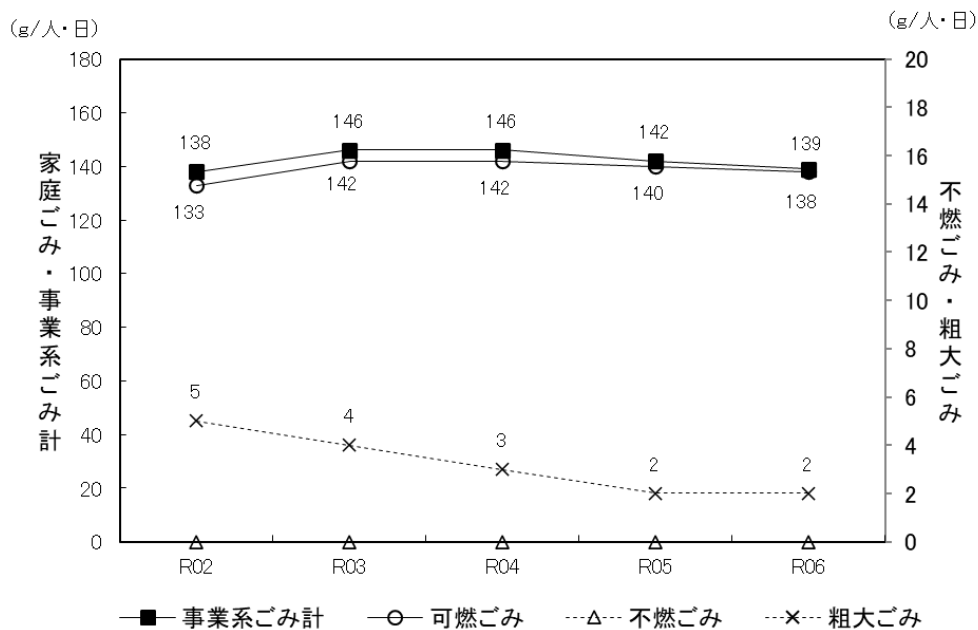


※1 端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

図 3-1-6 佐倉市家庭系ごみ原単位の推移

事業系ごみ原単位の推移は図 3-1-7 に示すとおりです。事業系ごみは令和 3 年度から令和 4 年度で増加し、以降減少傾向で推移しております。過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）で可燃ごみは 5 g/人・日 増加しています。粗大ごみは 3 g/人・日 減少しています。

可燃ごみは、令和 3 年度に令和 2 年度と比べて 9 g/人・日 増加し、減少傾向に推移しております。



※1 端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

図 3-1-7 佐倉市事業系ごみ原単位の推移

2) 酒々井町

(1) ごみ排出量

酒々井町についても、「家庭系ごみ」、「事業系ごみ」及び「集団回収」の三つの排出原に大別されます。ごみ排出量の推移は、図 3-1-8 に示すとおりです。過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）で、排出量計は 812 t 減少しています。排出原別では、家庭系ごみ及び集団回収は減少傾向を示し、家庭系ごみは 763 t、集団回収は 95 t の減少となっています。事業系ごみは、全体的に増加傾向を示しています。

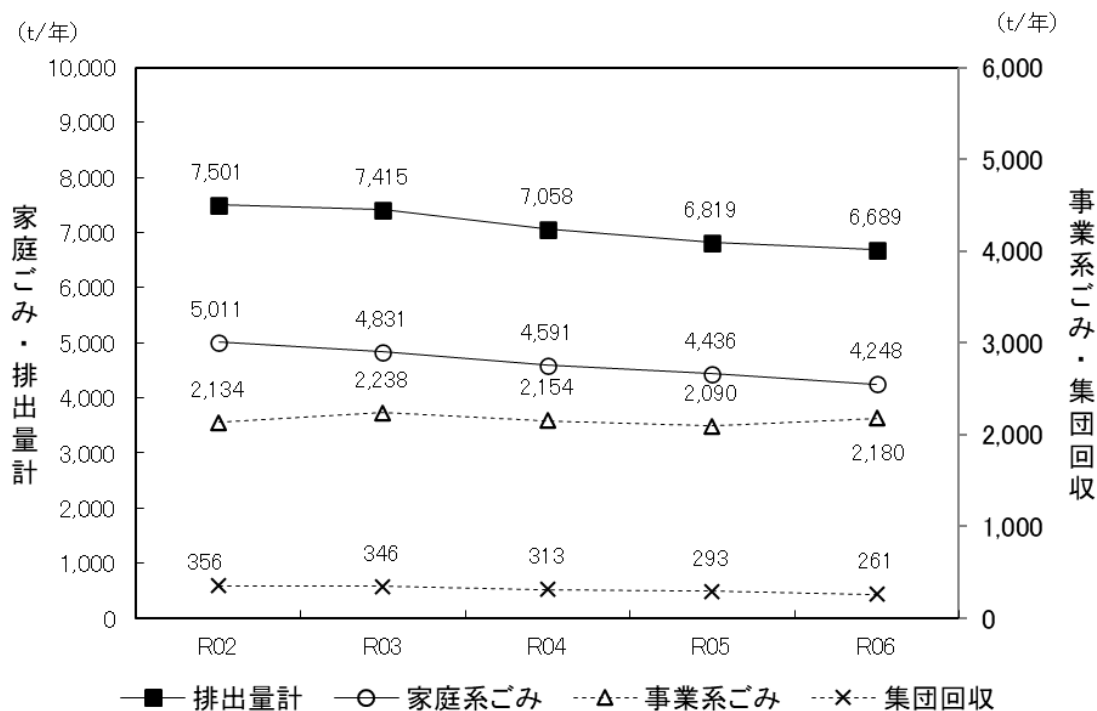


図 3-1-8 酒々井町ごみ排出量の推移

家庭系ごみ排出量の排出原別の推移は図 3-1-9 に示すとおりとなります。過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）で、可燃ごみは 640 t の減少となっています。不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物も同様の傾向を示しており、不燃ごみは 65t、粗大ごみは 36t、資源物は 22t 減少しています。

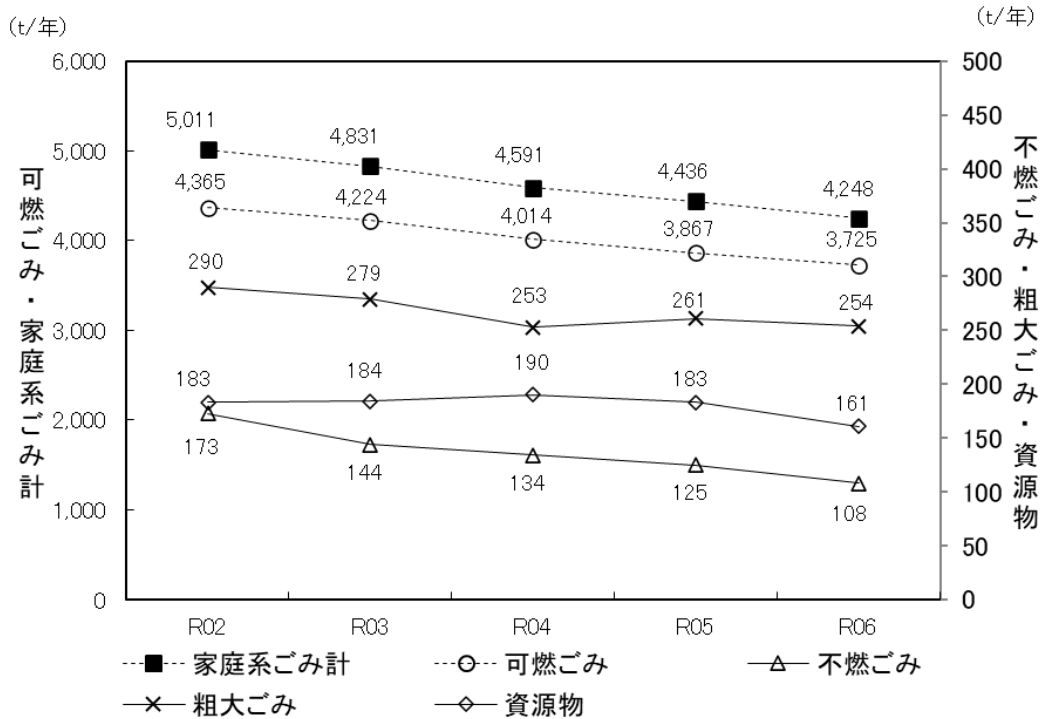


図 3-1-9 酒々井町家庭系ごみ排出量の推移

事業系ごみ排出量の推移は図 3-1-10 に示すとおりとなります。過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）で、可燃ごみは増加傾向で推移し、190 t 増加しています。不燃ごみはほぼ横ばいで推移しており、粗大ごみは 144 t 減少しています。

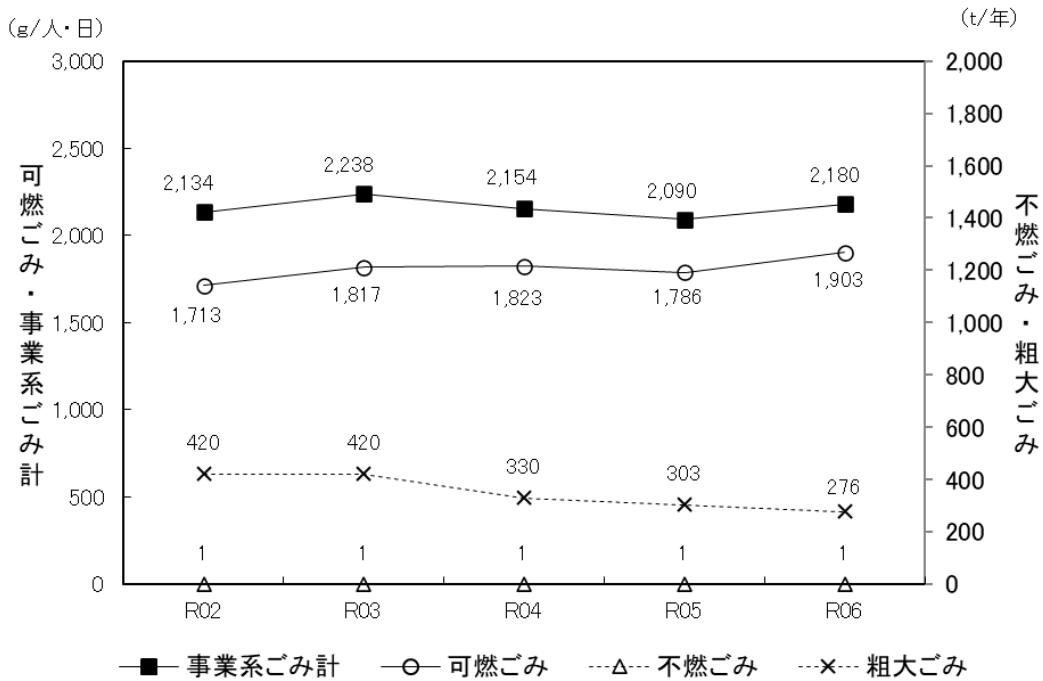
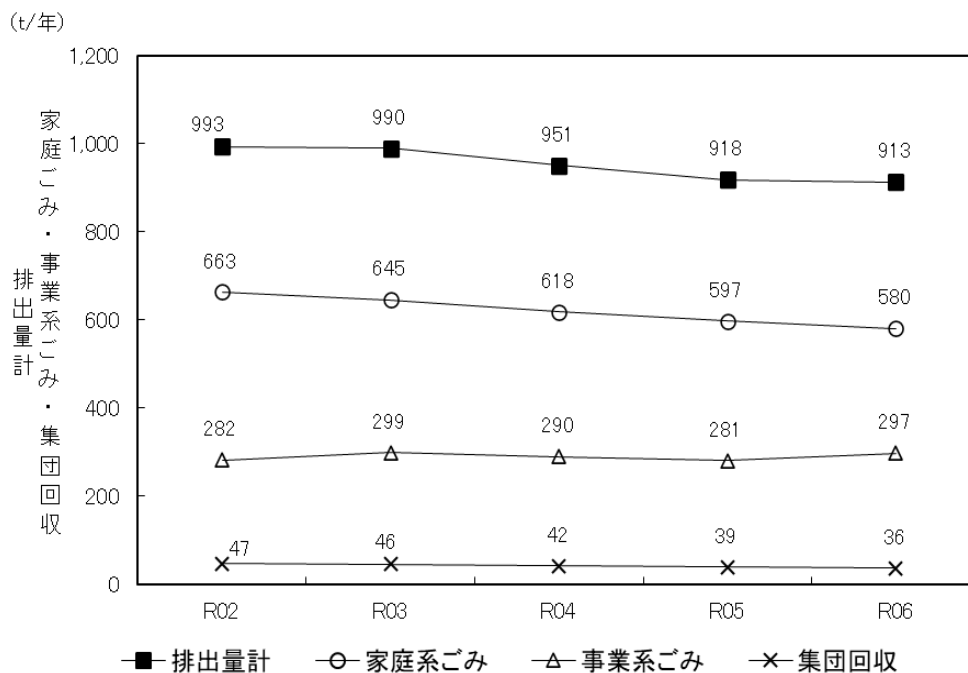


図 3-1-10 酒々井町事業系ごみ排出量の推移

(2) ごみ原単位

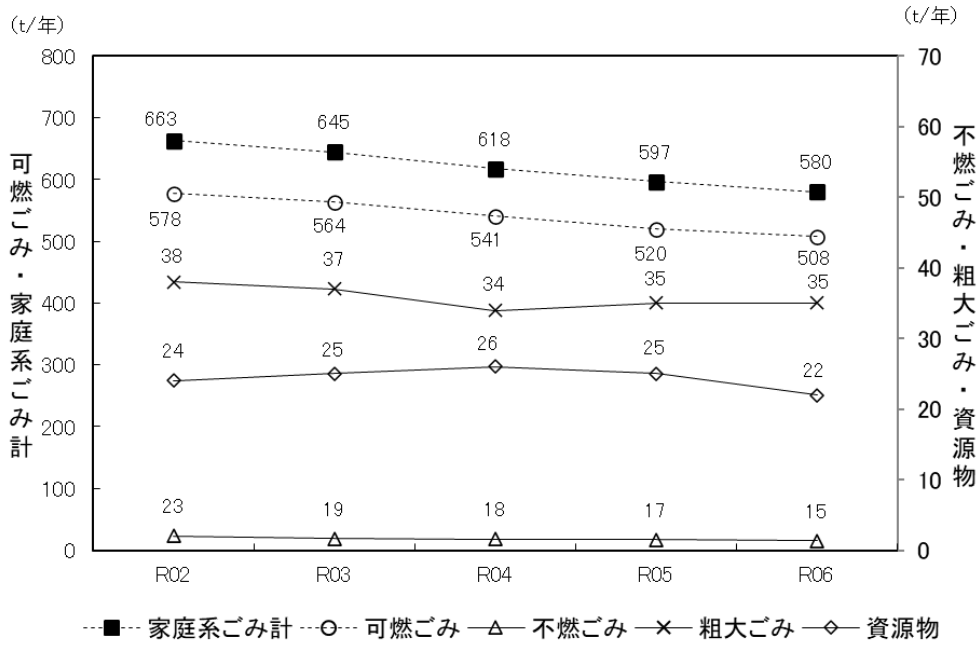
酒々井町のごみ原単位の推移は図 3-1-11 に示すとおりです。過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）で、家庭系ごみは減少傾向で推移し、83 g/人・日 減少しています。事業系ごみは横ばいで推移し、集団回収は家庭系ごみと同様減少傾向で推移し、11 g/人・日の減少となっています。



※1 端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

図 3-1-11 酒々井町ごみ原単位の推移

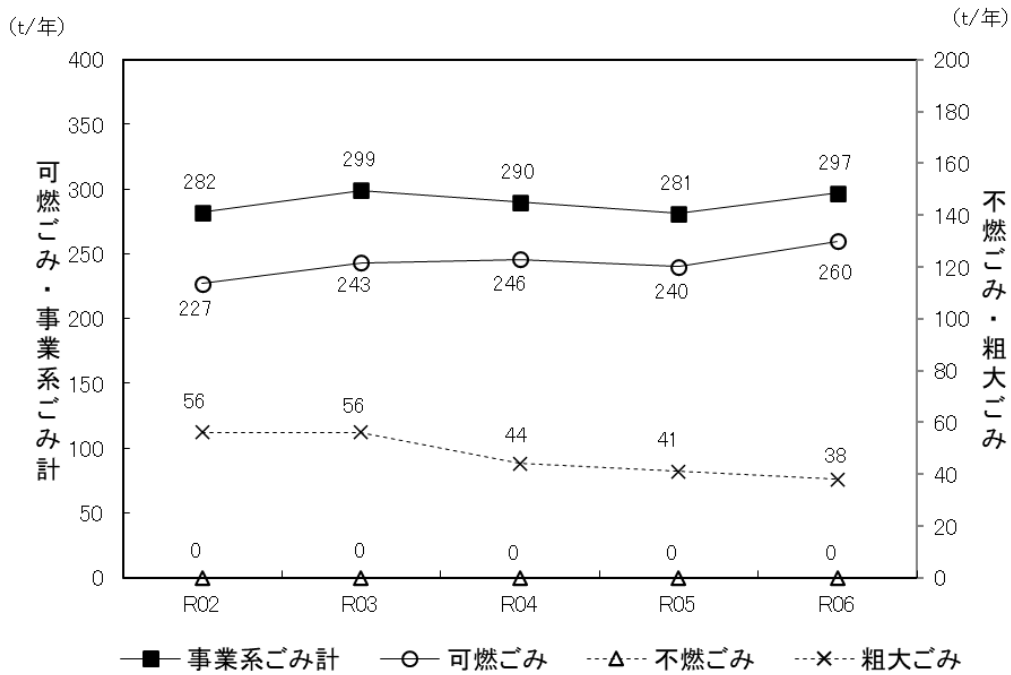
家庭系収集ごみ原単位の排出原別の推移は図 3-1-12 に示すとおりとなります。過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）で、可燃ごみは 70 g/人・日 減少し、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物はほぼ横ばいで推移しています。



※1 端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

図 3-1-12 酒々井町家庭系収集ごみ原単位の推移

事業系ごみ原単位の推移は図 3-1-13 に示すとおりです。過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）で、事業系ごみは増加傾向で推移し、15g/人・日 増加しています。排出原別では、可燃ごみは増加傾向で推移し、33 g/人・日 増加しています。粗大ごみは全体的に減少傾向で推移し、18 g/人・日 減少しています。



※1 端数処理をしているため、合計と内訳が一致しないことがあります。

図 3-1-13 酒々井町事業系ごみ原単位の推移

3) 組合

(1) ごみ排出量

組合のごみ排出量の推移は図 3-1-14 に示すとおりです。過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）で、排出量計は 7,077 t 減少しています。排出原別では、家庭系ごみ及び集団回収は減少傾向を示し、家庭系ごみは 6,045 t、集団回収は 927 t の減少となっています。事業系ごみはほぼ横ばいで推移しています。

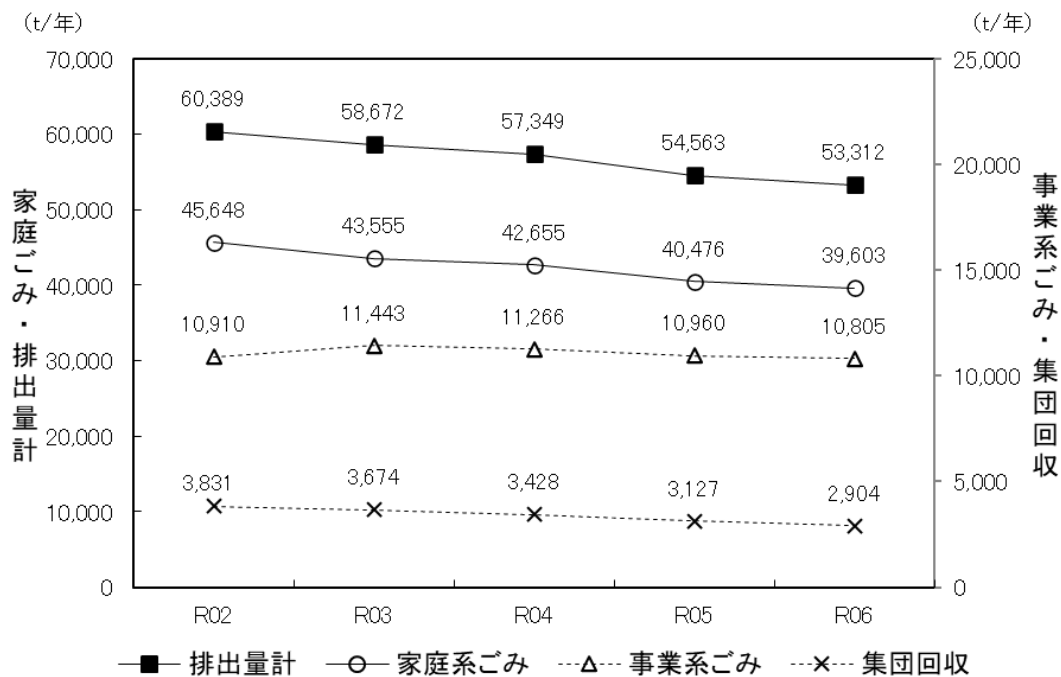


図 3-1-14 組合のごみ排出量の推移

家庭系ごみ排出量の排出原別の推移は図 3-1-15 のとおりとなります。過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）で、全体的に減少傾向を示しており、排出量計は 6,045 t 減少しています。排出原別では、可燃ごみは 4,399 t、不燃ごみは 315 t、粗大ごみは 909 t、資源物は 422 t 減少しています。

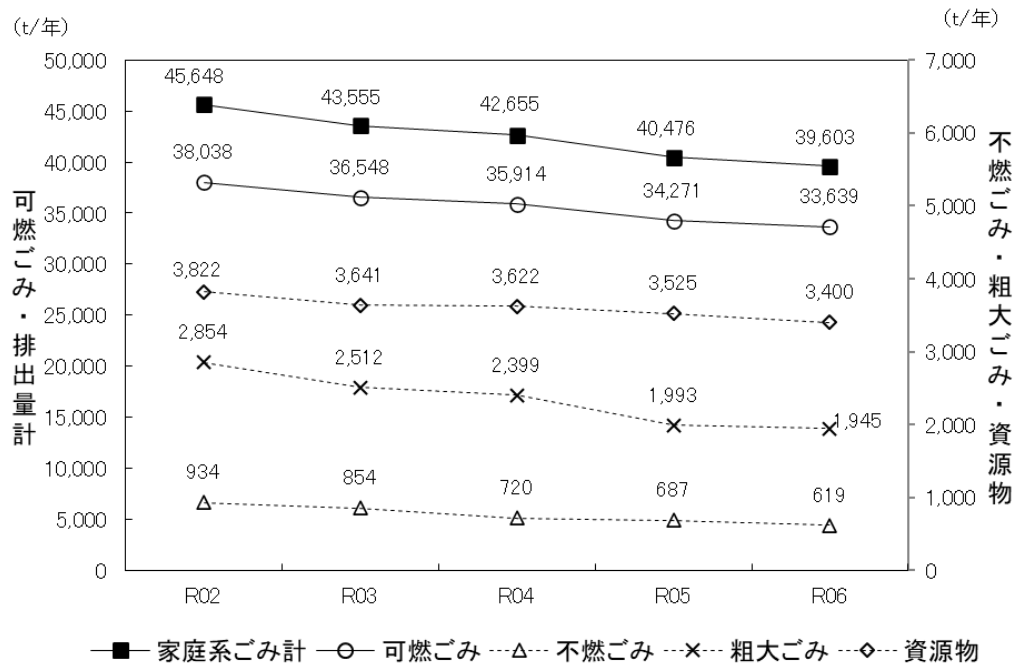


図 3-1-15 組合の家庭系ごみ排出量の推移

事業系ごみ排出量の推移は図 3-1-16 に示すとおりとなります。過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）で、可燃ごみ及び不燃ごみは、ほぼ横ばいで推移しており、粗大ごみは 353 t 減少しています。

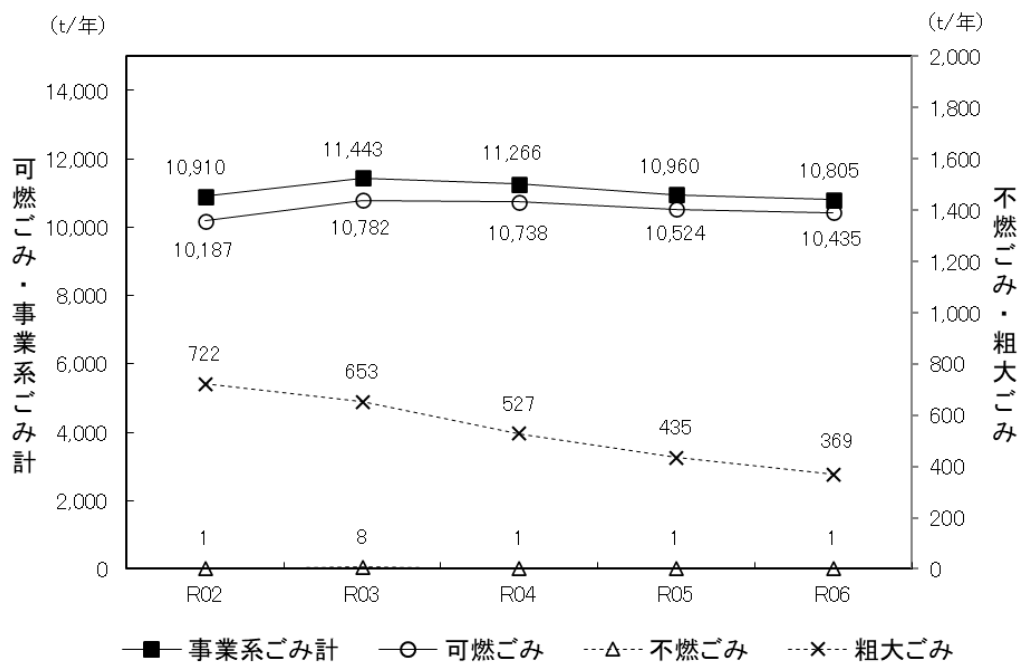
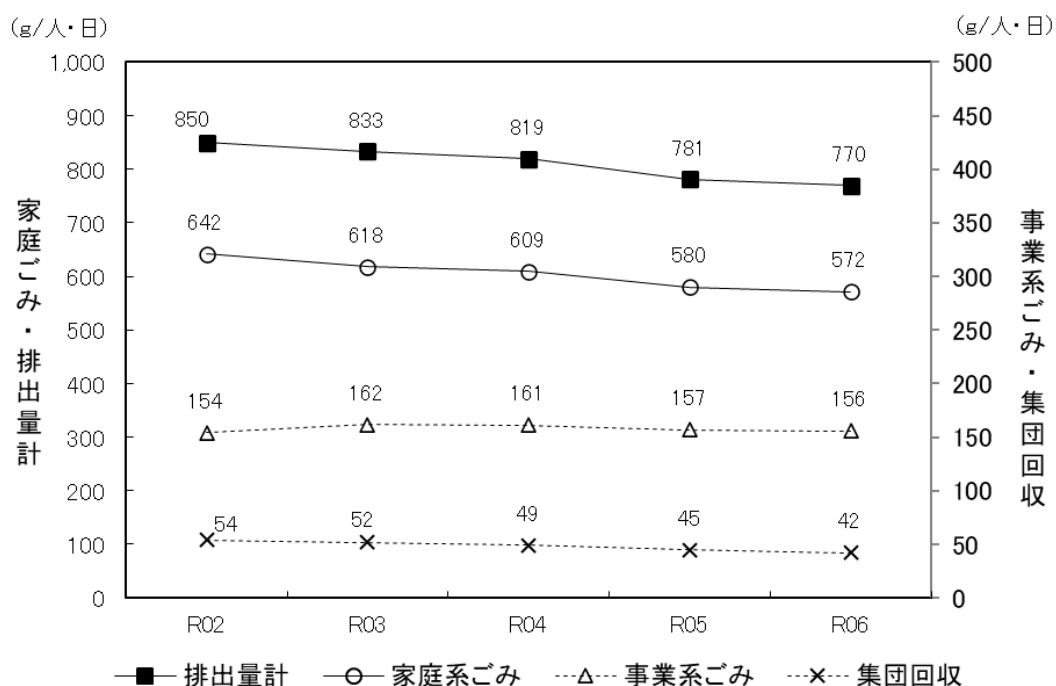


図 3-1-16 組合の事業系ごみ排出量推移

(2) ごみ原単位

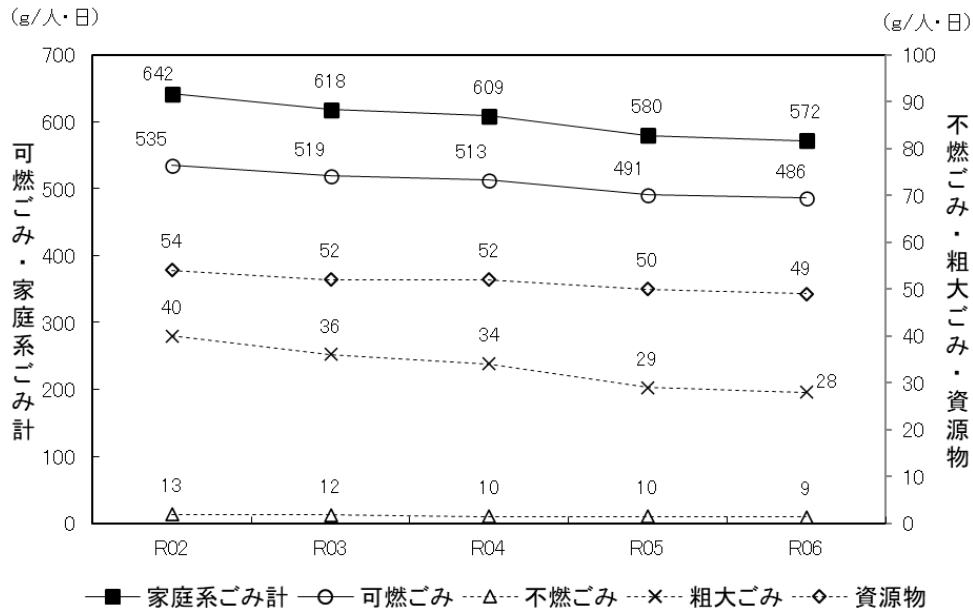
組合のごみ原単位の推移は図 3-1-17 に示すとおりです。過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）で、家庭系ごみは減少傾向で推移し、70 g/人・日 減少しています。集団回収についても家庭系ごみと同様に減少傾向で推移し、12 g/人・日の減少となっています。事業系ごみについては増加傾向で推移し、2 g/人・日 増加しています。



※1 端数処理をしているため、合計と内訳が一致しないことがあります。

図 3-1-17 組合のごみ原単位の推移

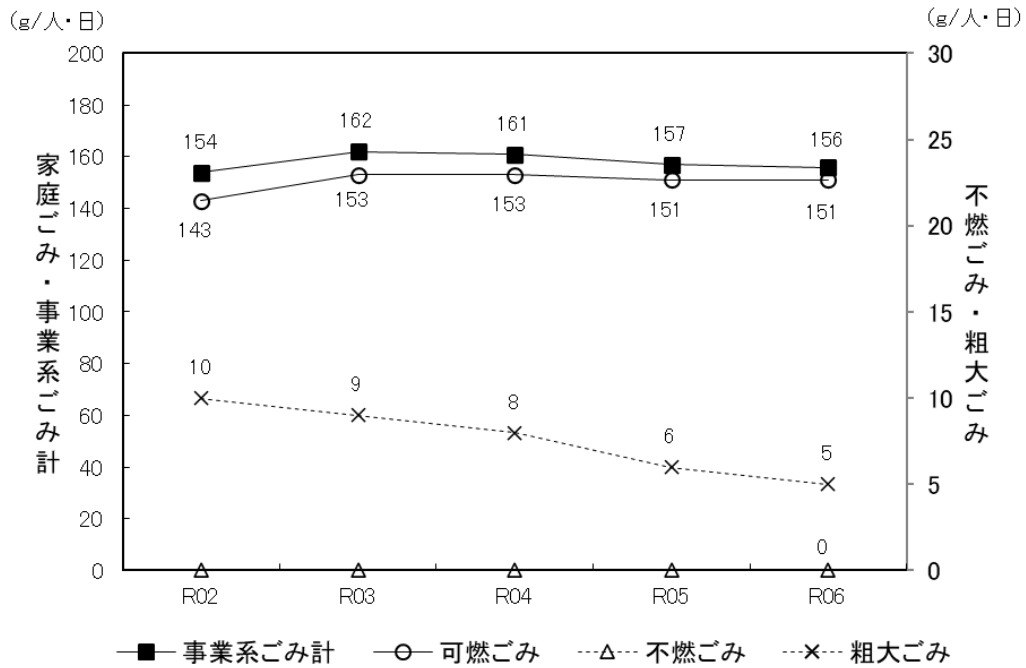
家庭系ごみ原単位の排出原別の推移は図 3-1-18 のとおりとなります。過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）で、全体的に減少傾向で推移しており、可燃ごみは 49 g/人・日、不燃ごみは 4 g/人・日、及び粗大ごみは 12 g/人・日、資源物は 5 g/人・日 減少しています。



※1 端数処理のため、内訳と合計が一致しない年度があります。

図 3-1-18 組合の家庭系ごみ原単位の推移

事業系ごみ原単位の推移は図 3-1-19 のとおりです。過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）で、事業系ごみは、ほぼ横ばいで推移しています。増加傾向は、可燃ごみによるもので、排出原別では、可燃ごみが、8 g/人・日 増加しています。粗大ごみは 5 g/人・日 減少しています。

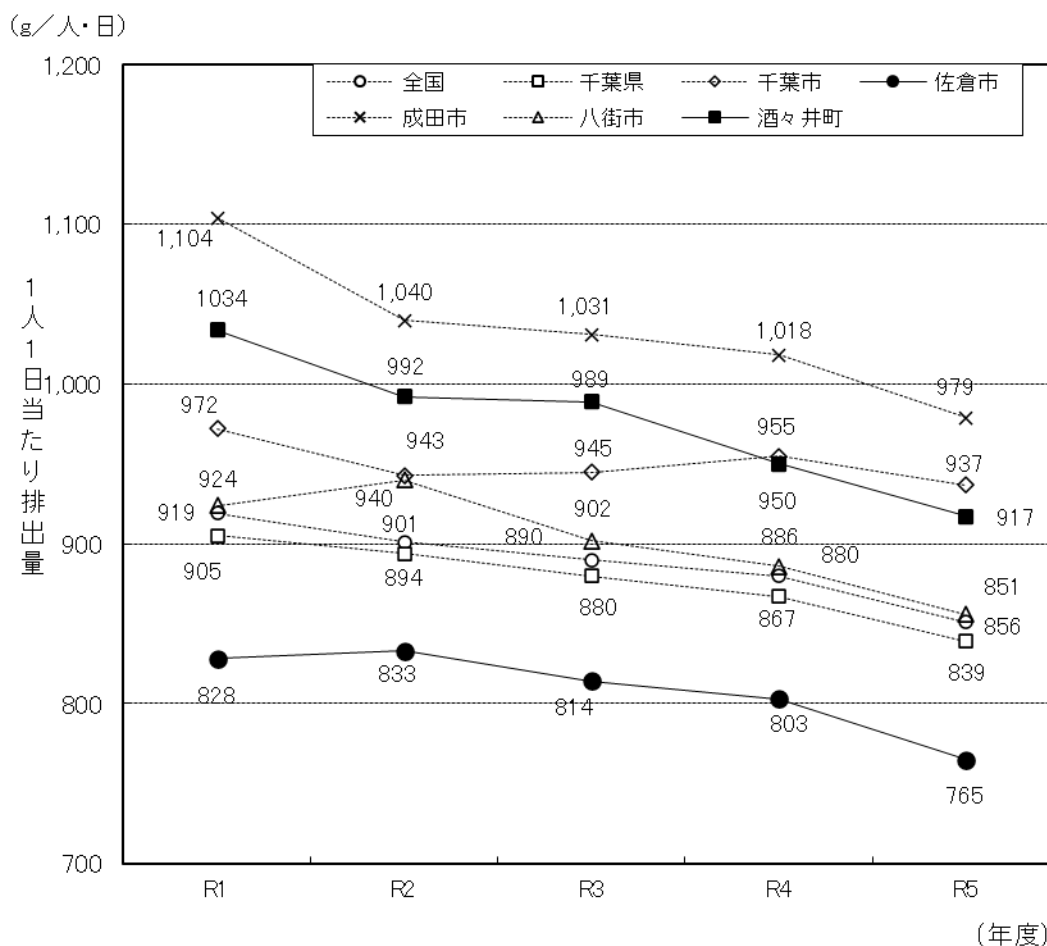


※1 端数処理のため、内訳と合計が一致しない年度があります。

図 3-1-19 組合の事業系ごみ原単位の推移

3.1.3 原単位の推移

過去5年間のごみ原単位の推移は、図3-1-20に示すとおりで、佐倉市の値は、国及び千葉県、近隣市（千葉市、成田市、八街市）と比較して少ない値となっています。酒々井町の値は、近隣市（千葉市、成田市）と比較すると少ない値ですが、国及び千葉県、八街市と比較すると多い値となっています。



※1 実態調査、ごみ処理の概要、1人1日当たりの排出量（合計）より

図3-1-20 原単位の推移

3.1.4 ごみの性状

1) 可燃ごみの組成

過去5年間の可燃ごみの平均ごみ質（乾燥状態）の推移は、表3-1-1に示すとおりです。令和6年度は、単位体積重量が0.143 t/m³、三成分は水分50.2%、灰分4.1%、可燃分45.7%であり、低位発熱量実測値は9,953kJ/kgとなっています。

全体として、単位体積重量は小さく、低位発熱量は高い傾向となっています。

表 3-1-1 可燃ごみ質の推移

(単位:%)

項 目		R02	R03	R04	R05	R06
単 位 体 積 重 量 (t/m ³)		0.151	0.152	0.143	0.149	0.143
組 成 分 (乾 燥 状 態) 類	紙 類	52.4	51.3	47.3	42.5	45.8
	ガラス類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	厨 芥 類	22.2	12.8	14.6	16.4	15.5
	布 類	4.1	7.0	2.3	3.4	2.9
	草 木 類	4.9	6.3	6.9	6.6	5.4
	プラスチック類	16.1	22.3	27.8	30.3	29.4
	ゴ ム 類	0.0	0.1	0.4	0.0	0.2
	その他	0.3	0.1	0.6	0.6	0.5
	金 属 類	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1
	セトモノ・砂・石類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
三 成 分	水 分	49.4	49.0	50.6	47.4	50.2
	灰 分	3.9	3.7	3.9	3.7	4.1
	可 燃 分	46.7	47.3	45.5	48.9	45.7
灰 分	プラスチック	0.4	0.6	0.6	0.6	0.6
	可燃分(プラスチック以外)	3.5	3.1	3.3	3.1	3.3
	不燃分	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2
	合 計	3.9	3.7	4.0	3.8	4.2
低位発熱量 実測値 (kJ/kg)		8,858	8,850	8,803	9,460	9,953
低位発熱量 計算値 (kJ/kg)		7,555	7,680	7,305	8,028	7,345
総発熱量 (kJ/kg)		21,450	21,250	21,975	21,950	24,200

※1 各年度 4 回の平均ごみ質を示す。

※2 端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

令和 6 年度に組合に搬入される可燃ごみの湿潤状態での平均ごみ質は図 3-1-21 に示すとおりである。紙類が 45.8%、プラスチック類が 29.4%、厨芥類が 15.5% 占めています。

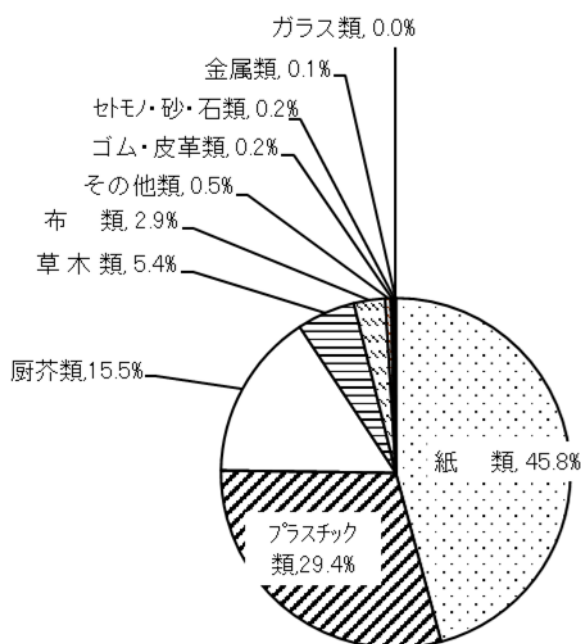


図 3-1-21 可燃ごみのごみ質分析結果(令和 6 年度)

2) 不燃ごみの組成

不燃ごみの組成は、令和6年度では、陶磁器類、石、貝が45%程度、ガラス類が10%程度となっています。

表 3-1-2 不燃ごみ質の推移

(単位: %)

項 目		R02	R03	R04	R05	R06
組 成 分 類 (湿 ベ ー ス)	紙類	0.5	0.6	0.4	0.3	0.6
	厨芥	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	繊維	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0
	木・竹・わら・草	0.9	0.4	0.1	1.1	0.2
	プラスチック類(専用ごみ袋)	1.1	0.8	0.6	0.4	0.5
	プラスチック類(専用ごみ袋以外)	6.5	8.9	5.5	2.4	1.0
	ゴム	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
	皮革	0.0	0.2	0.0	0.6	0.1
	その他	17.1	11.4	25.9	27.0	33.7
	金属	7.9	8.0	2.0	3.6	7.5
	非鉄金属	3.2	1.7	1.2	1.7	1.0
	ガラス類	10.5	12.0	22.7	11.9	10.1
	陶磁器、石、貝	51.0	47.1	41.0	47.9	44.8
	家電製品	0.6	7.7	0.3	2.4	0.5
	有害物質	0.6	1.0	0.1	0.6	0.1
医療系ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

※1 各年度1回の分析結果による。

※2 端数処理のため、比率の合計が100%と異なることがあります。

3.1.5 ごみ処理経費

ごみの処理に係る経費を表3-1-3に示します。ごみ処理経費は、修繕費等の多少によって年度により増減がありますが、12~14億円程度となっています。

また、処理単価は、令和6年度において1t当たり約27,000円、1人当たり約7,500円、1世帯当たり約16,000円となっています。

表 3-1-3 処理経費及びごみ処理単価

年度	ごみ処理経費 (円)	ごみ排出量 (t)	処理人口 (人)	世帯数 (世帯)	ごみ処理単価		
					1t当たり (円/t)	1人当たり (円/人)	1世帯当たり (円/世帯)
R02	1,272,904,974	60,389	194,678	88,367	21,078	6,539	14,405
R03	1,300,381,879	58,672	192,999	88,478	22,164	6,738	14,697
R04	1,386,645,336	57,349	191,915	88,995	24,179	7,225	15,581
R05	1,428,434,524	54,563	190,811	89,689	26,180	7,486	15,927
R06	1,419,961,991	53,312	189,734	90,574	26,635	7,484	15,677

※1 ごみ処理経費には、投資的経費(工事請負費、備品購入費、起債償還金、財政調整基金積立金など)を除く。

※2 処理人口は、佐倉市人口(各年度9月30日)と酒々井町人口(各年度10月1日)の合計である。

※3 世帯数は、佐倉市世帯数(各年度9月30日)と酒々井町世帯数(各年度10月1日)の合計である。

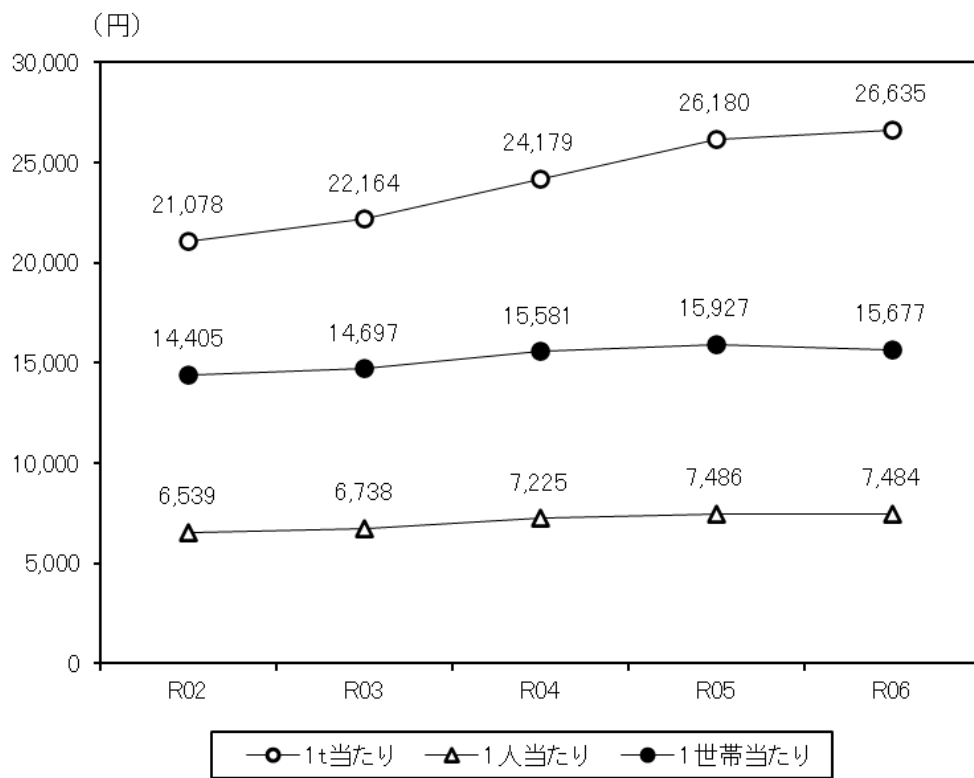


図 3-1-22 ごみ処理単価

3.2 収集運搬

3.2.1 収集区域

収集区域は、組合を構成する佐倉市及び酒々井町の行政区域全域です。

3.2.2 収集形態

佐倉市及び酒々井町のごみの分別区分及び収集頻度等は表 3-2-1 に示すとおりであり、拠点回収や戸別収集がなされるもの以外は、佐倉市が全域を同時に、酒々井町は町を2ブロックとし収集を行っています。

表 3-2-1 収集形態

区分	ごみの種類	収集者	収集容器等	収集頻度	収集場所
佐倉市	もやせるごみ(可燃物)	委託業者	市の指定袋(茶色)	3回/週	集積所
	うめたてごみ(不燃物)		市の指定袋(青色)	第1、第3、第5 木曜日	
	金属類・小型家電	委託 /協定に基づく福祉施設	無色透明ビニール (ポリ)袋	2回/週/随時	集積所 /ボックス回収
	カン	委託業者	市の指定袋(赤色)	1回/2週	集積所
	ビン		市の指定袋(緑色)	1回/2週	
	その他紙製容器包装		市の指定袋(白色)	1回/週	
	プラスチック容器包装		市の指定袋(黄色)	1回/週	
	資源物 粗大ごみ		処理券	予約制	戸別収集
	廃食油	直営	-	1回/週	公共施設による 拠点回収
	廃乾電池		-	随時	
	廃蛍光管		-	随時	
	インクカートリッジ		-	随時	
	製品プラスチック		-	随時	
酒々井町	もやせるごみ(可燃ごみ)	委託	町の指定袋	2回/週	集積所
	もやせないごみ(不燃ごみ)			1回/月	
	ビン			2回/月	
	カン			2回/月	
	蛍光灯・乾電池・スプレーカン・カセットボンベ	無色透明(白色半透明)袋等	1回/月		
	粗大ごみ	処理券/処理袋	予約制	戸別収集	
	ペットボトル	委託業者	-	随時	協力店店頭回収

3.2.3 収集方式

収集の方法は、拠点回収や戸別収集がなされるもの以外のごみは、佐倉市、酒々井町共にステーション方式となっています。

3.3 中間処理

中間処理は、組合が処理の主体として可燃ごみの焼却、粗大ごみ・不燃ごみの破碎選別処理及び家具や自転車のリサイクルを行っています。

表 3-3-1 中間処理の処理主体

中間処理施設	処理主体	施設名称	処理能力
焼却施設	佐倉市、酒々井町 清掃組合	酒々井リサイクル 文化センター	100t/24h×2炉、 60t/24h×1炉
粗大ごみ処理施設			50t/5h
リサイクルセンター			-

中間処理施設の概要は表 3-3-2～表 3-3-4 に示すとおりです。

ごみ焼却施設は3炉が稼働中で、1日あたり260tの処理能力となっています。

焼却炉の型式はいずれも流動床焼却炉であり、この型式の特徴は焼却灰と不燃物が別々に排出されることで、焼却灰は排ガスとともに飛灰（ダスト）として炉内から排出され、集じん設備で捕集・分離され、不燃物であるカンや石などは完全燃焼され炉底から排出されます。

表 3-3-2 ごみ焼却施設の概要

区分	概要
所在地	千葉県印旛郡酒々井町墨1506番地
用地総面積	22,766.57㎡
建物面積	6,098㎡
建設年月	A, B系 昭和59年8月～昭和62年3月(A系 平成31年3月休止) C系 昭和63年7月～平成2年3月 D系 平成14年7月～平成17年3月
改良工事等	排ガス高度処理施設整備工事(A系,B系,C系) :平成11年3月～平成13年3月 基幹的設備改良工事(B系,C系,D系) :平成29年3月～平成31年3月
設計・施工	(株) 荏原製作所
炉型式	全連続燃焼式流動床焼却炉
処理能力	260t/24h (B系60t/24h×1炉、C系100t/24h×1炉、 D系100t/24h×1炉)
設計ごみ質	低質 1,560kcal/kg 基準質2,020cal/kg 高質2,510kcal/kg
熱しゃく減量	1%以下
トラックスケール	40t×2基 (4点ロードセル型)
ごみピット	B系1,000m ³ C系826.2m ³ D系2,632m ³ 合計4,458.2m ³
クレーン	B,C系 定格荷重1.72t×2基 D系 定格荷重1.8t×2基
集じん設備	屋内乾式バグフィルター×3基
余熱利用	発電設備(2,500kW)、暖房、冷房、給湯 給湯:コミュニティプラザ 蒸気供給:園芸施設
補助燃料	特A重油
ダスト貯留槽	B,C系60m ³ D系60m ³
煙突	外筒=鉄筋コンクリート造角形 地上高 59m 内筒 B,C系鋼板製(2本集合形) D系鋼板製(1本)
排水処理方式	凝集沈殿+生物処理+砂ろ過+活性炭+キレート吸着方式
ダイオキシン類対策設備	活性炭煙道吹込方式及び触媒反応塔

粗大ごみ処理施設は、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物の処理・選別回収を行い、リサイクルの向上に努めています。

表 3-3-3 粗大ごみ処理施設の概要

区 分	概 要
所 在 地	千葉県印旛郡酒々井町墨1506番地
建 物 面 積	1,584㎡
建 設 年 月	着工 昭和61年6月 竣工 昭和62年3月
設 計 ・ 施 工	(株) 荏原製作所
型 式	横型回転衝撃式破砕機
破 砕 機 動 力	高圧電動機300kw
処 理 能 力	公称能力 50t/5h
ダンピングボックス	粗大ごみ受入用(1基)・資源ごみ受入用(1基)
機 械 選 別 装 置	トロンメル(1基)・磁選機(3基)・アルミ選別機(2基)
集 じ ん 設 備	サイクロン(1基)・バグフィルター(1基)

リサイクルセンターは、主に粗大ごみ中の家具及び自転車の再生が行われています。

表 3-3-4 リサイクルセンターの概要

区 分	概 要
所 在 地	千葉県印旛郡酒々井町墨1506番地
建 物 面 積	863.8㎡
建 設 年 月	着工 平成3年10月 竣工 平成4年2月
施 工	大昌建設 (株)
再 生 対 象 物	家具・自転車等

3.4 最終処分

最終処分の処理主体は組合となっており、搬入されるごみ中の不燃物は埋立処分しますが、焼却施設から排出される焼却灰及び焼却残渣はできるだけ外部処理委託を行い、延命化を図っています。

表 3-4-1 最終処分の処理主体

最終処分場施設	処理主体	施設名称	埋立容量
最終処分場	佐倉市、酒々井町 清掃組合	第1期最終処分場	118,000m ³
		第2期最終処分場	251,000m ³

最終処分場の概要は表 3-4-2 のとおりです。

令和 7 年 4 月の最終処分場の残余量は、36,810m³です。

表 3-4-2 最終処分場の概要

区分	概要
所在地	千葉県印旛郡酒々井町墨1506番地
埋立面積	第1期 18,900㎡ 第2期 23,250㎡
埋立容量	第1期 118,000m ³ 第2期 251,000m ³
建設年月	第1期 昭和60年8月～昭和62年3月 第2期 平成3年12月～平成5年3月
擁壁等	逆T型RC擁壁h=3.0～3.5m L=40m 土堰堤h=5m 3段
遮水工	合成ゴムシートt=1.5mm
処理方式	接触酸化+凝集沈殿+脱窒+砂ろ過+活性炭+キレート吸着方式
処理能力	第1期 60m ³ /日 第2期 29m ³ /日
設計流入水質	第1期 BOD 250mg/L COD 100mg/L SS 300mg/L 第2期 BOD 100mg/L COD 100mg/L SS 660mg/L
設計放流水質	BOD 5mg/L COD 10mg/L SS 10mg/L
令和7年4月残余量※	36,810m ³ (令和7年4月時点)

※1 残余量は、中間覆土量及び最終覆土量を除いた有効埋立容量である。

3.5 その他の動向等（ごみ処理行政の動向）

3.5.1 国・県の動向

1) 国の目標

「廃棄物処理法」第5条の2第1項に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理基本方針」という。）を定めており、その中で、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。令和7年2月に公表された国の基本方針において一般廃棄物は、令和12年度までに令和4年度比で、排出量を約9%削減し、再利用率を約26%に増加させるとともに、最終処分量を約5%削減することを目標としています。また、「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定された「循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月閣議決定）では、一般廃棄物の焼却量に関する目標を設定しています。（表3-5-1）

表 3-5-1 国の排出抑制目標

区分	国の廃棄物処理基本方針	第5次循環型社会形成推進基本計画
基準年度	令和4(2022)年度	-
目標年度	令和12(2030)年度	令和12年(2030)年度
排出削減	排出量(t/年):9%削減	-
排出量	約478g	-
リサイクル率	26%増加	-
焼却量	約580g	約580g
最終処分量	5%削減	-

※1 目標値の削減率等は、基準年度に対する目標年度での削減率

2) 千葉県 の目標

令和3年3月に公表された第10次千葉県廃棄物処理計画では、令和7年度までに平成30年度比で、排出量を約11%削減、最終処分量を約16%削減することを目標としています。(表3-5-2)

表 3-5-2 千葉県 の排出抑制目標

目標項目	平成30(2018)年度	令和7年(2025)度(目標年度)	
	実績	目標	削減率
排出量 (万トン/年)	206	183	約11%
家庭系ごみ搬出量 (g/人・日)	507	440	—
再生利用率 %	22.4	30	—
最終処分量 (万トン/年)	14.3	12	約16%

3.5.2 関係市町の動向

1) 佐倉市 の目標

佐倉市は、佐倉市一般廃棄物処理基本計画(令和2年3月策定、令和7年3月改訂)において、令和11年度の排出原単位704g/人・日、リサイクル率22.0%をごみ排出量の目標値としています。(表3-5-3)

表 3-5-3 佐倉市 の排出抑制目標

目標項目	令和5年度(2023)	令和11年度(2029)
	現状	目標値
1人1日当たりの総排出量 (g/人・日)	765	704
家庭系排出原単位 (g/人・日)	578	520
家庭系排出原単位(資源ごみを除く) (g/人・日)	524	471
事業系排出原単位 (t/年)	8,870	8,063
リサイクル率 %	18.1	22.0

※1 リサイクル率 = (ごみからの再資源化量+集団回収量) ÷ (市の処理量+集団回収量)

2) 酒々井町 の目標

酒々井町は、酒々井町一般廃棄物処理基本計画(令和2年3月策定、令和7年3月改訂)において、令和11年度の排出原単位793g/人・日、リサイクル率を20.7%の目標値としています。(表3-5-4)

表 3-5-4 酒々井町の排出抑制目標

目 標 項 目	令和5年度 (2023)	令和11年度 (2029)
	現 状	目 標 値
1人1日当たりの総排出量 (g/人・日)	918	793
家庭系排出原単位 (g/人・日)	597	523
家庭系排出原単位 (資源ごみを除く) (g/人・日)	572	478
事業系排出原単位 (t/年)	2,090	1,830
リサイクル率 %	13.9	20.7

※1 リサイクル率 = (ごみからの再資源化量+集団回収量) ÷ (町の処理量+集団回収量)

3.5.3 ごみ処理技術の動向

公衆衛生の確保を目的として始められた日本の廃棄物処理は、公害やダイオキシン問題等の生活環境保全への対応から高度排ガス処理技術が取り入れられ、更には、地球環境保全への対応から資源循環型社会や低炭素社会の構築のために灰溶融技術や高効率発電技術が開発・導入されています。また、原子力発電所事故以降のエネルギー政策の転換に伴い、ごみ処理施設におけるエネルギー回収の要請が高まっています。近年では、灰溶融に伴うエネルギー消費が大きいことや焼却灰の資源化を行う事業者が増えてきたことを背景に、自治体では灰溶融まで行わずに、焼却残さの資源化を外部に委託している自治体も増えています。

一方、これらの高度な施設を整備・運営をするために高額な費用を必要とすることから民間資金等の活用による事業方式を導入し、合理化を図ろうとする例も増えています。

現在、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業となるごみ処理技術の特徴を整理すると表 3-5-6 のとおりとなります。

交付対象事業	ごみ処理技術	特徴
マテリアルリサイクル	破碎・選別・圧縮	粗大ごみを対象とし、破碎後種類別に選別、圧縮を行う技術です。
	灰溶融	焼却残渣を1,300℃～1,500℃の高温で溶融減容固化する技術です。
エネルギー回収	焼却(+灰溶融)	焼却処理は、古くから採用された技術で、ストーカ方式と流動床方式に大別されます。組合では流動床方式を採用しています。発生するエネルギーは温水や蒸気として回収し、給湯、発電等に利用されています。
	ガス化溶融	ごみを約500℃で熱分解し木炭化させ、発生する熱分解ガスで木炭化した灰を溶融する技術です。
	炭化	空気を遮断した状態でごみを加熱して炭化する技術で、炭化物は水洗等の後処理を経て製品化されます。
	固形燃料化(RDF化)	可燃ごみを粉碎、粒度選別、成形固化等の工程により固形燃料化する技術です。固形燃料は、燃料として使用されるため原料ごみ中の不燃物や金属類の混入を避ける必要があります。
	ごみメタン化	分別した生ごみをメタン発酵槽により分解しメタンガスを回収する技術で、回収ガスは、熱、電気、また直接ガスとして利用できます。
有機性廃棄物リサイクル	高速堆肥化	分別した生ごみから異物等を除去し、強制的な通風と機械的な切り返しを連続的あるいは間欠的に行うことにより好氣的微生物の働きにより1か月程度かけ堆肥化を行う技術です。

表 3-5-5 ごみ処理技術の特徴

4. ごみ処理の評価

4.1 国の目標値を基準とした比較による評価

計画策定時に示された国の目標値と組合実績を比較すると、表 4-1-1 に示すとおりとなります。国の目標値に対し、令和2年度の実績値は、排出量、再生利用率及び最終処分量は未達成の状況にあり、平成24年度は災害廃棄物の処理が遅れたことから、最終処分量が減少しており、令和2年度との比較は増加となっています。また組合の場合、有価物の回収によるマテリアルリサイクルの他、焼却に伴う発生熱による発電と発生蒸気の利用（サーマルリサイクル）が行われています。

表 4-1-1 国の目標値による評価

区分	国 (令和2年度目標値)	組合			備考
		平成24年度	令和2年度	削減率	
排出量	平成24年度比 約12%削減	63,051t/年	60,389t/年	4.2%	
再生利用率	27%に増加	22.3%	18.5%	-	
最終処分量	平成24年度比 14%削減	2,115t/年	2,506t/年	-18.5%	

※1 ごみ原単位は、収集人口当たりの値。

4.2 全国、千葉県、類似団体平均値を基準とした比較による評価

ごみ処理の評価指標について、国、千葉県及び近隣類似都市との比較をおこなうと表 4-2-1 及び次のとおりとなります。

4.2.1 ごみ原単位

集団回収を含むごみ原単位は、国及び千葉県平均値より低い値となっています。近隣類似都市との比較では、中位にあります。

4.2.2 リサイクル率

リサイクル率は、国及び千葉県平均値より小さい値となっています。近隣類似都市との比較では、下位にあります。

4.2.3 最終処分率

最終処分率は、国及び千葉県平均値より小さい値となっています。また、近隣類似都市との比較では、下位にあります。

4.2.4 処理経費

組合の処理経費は、組合の中間処理費及び最終処分費に佐倉市及び酒々井町の収集

運搬費を加えた値で、近隣類似都市との比較では、上位にあります。

表 4-2-1 ごみ処理評価指標の比較（令和 5 年度）

評価指標	ごみ原単位	リサイクル率	最終処分率	一人当り 年間処理経費	ごみ1t当り 処理経費
単位	g/人・日	%	%	円/人・年	円/t
組 合	781	18.3	3.3	13,157	44,193
国	851	19.5	8.4	11,141	36,983
千葉県	839	22.6	5.7	12,130	40,956
千葉市	937	34.6	4.7	15,698	46,826
八千代市	722	17.9	7.6	14,552	56,524
流山市	744	28.5	2.9	13,369	57,416
習志野市	869	18.9	2.3	17,593	53,205
浦安市	919	15.9	5.7	17,013	53,256
野田市	677	22.6	6.4	12,761	57,133

注) ごみ原単位 = (収集量+直接搬入量+集団回収量) ÷ 収集人口 ÷ 366 日

リサイクル率 = 総資源化量 ÷ (総処理量+集団回収量)

最終処分率 = 最終処分量 ÷ 総処理量

一人当り年間処理経費 = ごみ処理経費 ÷ 収集人口

ごみ 1 t 当り処理経費 = ごみ処理経費 ÷ 総処理量

ごみ原単位、1 人当り年間処理経費の収集人口は、住民基本台帳人口 令和 5 年 10 月 1 日現在

ごみ処理経費は建設改良費(工事費+調査費)を除く

出典) 千葉県及び人口同規模市：令和 5 年度 清掃事業の現況と実績

全国 : 日本の廃棄物処理 令和 5 年度

5. ごみ処理に関する課題の抽出・整理

日常生活に伴って発生する廃棄物の処理は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として行われてきましたが、限られた資源の有効利用や地球温暖化に対する環境負荷削減の要請など「循環型社会」への転換が必要とされています。このような情勢において、組合の地域特性やごみ処理・リサイクルの状況を鑑みるとごみ処理に関する課題は次のとおり抽出・整理されます。

5.1 発生抑制・資源化に関する課題

ごみの発生抑制・資源化は、佐倉市及び酒々井町が様々な発生抑制施策を講じ、減量化・資源化に取り組んできており、過去5年間で減少の傾向にあります。排出原単位は千葉県内では中位の位置にあり、佐倉市や酒々井町の施策に対応を図りながら、発生抑制・資源化に取り組んでいく必要があります。

5.2 収集・運搬に関する課題

ごみの収集・運搬は、佐倉市及び酒々井町が、それぞれ独自に実施しておりますので、直接、組合が収集・運搬に関わることはありません。住民による粗大ごみの直接搬入も増えてきていますので、今後も円滑な受入体制の維持を図る必要があります。

5.3 処理・処分に関する課題

5.3.1 処理に関する課題

既存施設は、B炉、C炉、D炉の基幹的設備改良工事を平成28年度から平成30年度にかけて実施し、粗大ごみ処理施設と共に令和15年度までの稼働が可能と考えております。しかし、いずれの施設も当初の竣工から長期間の稼働を続けており、適切な点検・補修等を実施していく必要があります。また、近年多発している災害に備え、災害発生時の災害廃棄物処理にも対応できるように、平時でもごみの受け入れや処理に余力を残した運用が求められています。

また、令和16年度の稼働を予定している次期一般廃棄物処理施設の整備について、円滑に実施していく必要があります。

5.3.2 処分に関する課題

現在使用している最終処分場は、令和7年4月時点で89%^{注1)}が埋め立てられ、埋立残余量も少なくなってきましたので、より一層埋立処分量を削減する必要があります。また、埋立量と残余量の推移を見極めながら新たな措置についての検討も今後必要になると考えられます。

注1) $89\% \div \{1.0 - (36,810 \text{ (令和6年度実績残余量)} \div 327,975 \text{ (実質埋立可能容量)})\} \times 100$

※ 計画埋立量は $369,000\text{m}^3$ 、中間覆土量は覆土高50cmで $13,675\text{m}^3$ 、最終覆土量は覆土高1mで $27,350\text{m}^3$

※ 実質埋立可能容量 = $369,000\text{m}^3 - 13,675\text{m}^3 - 27,350\text{m}^3 = 327,975\text{m}^3$

6. 計画策定の基礎事項

6.1 基本方針

佐倉市及び酒々井町が取り組むさまざまなごみ減量化施策に対応する体制の確立を図るとともに、排出されるごみについては資源・エネルギーの有限性を踏まえて、最大限のリサイクルと環境負荷の少ない適切なごみ処理体制の確立を図るものとします。

6.2 ごみ処理に関する課題への施策

佐倉市及び酒々井町が、それぞれ一般廃棄物処理基本計画（令和2年3月策定、令和7年3月改訂）で掲げているごみ発生抑制等のための施策を以下に記載します。また、組合が取り組むべき施策についても整理します。

6.2.1 佐倉市

基本方針	基本方針に基づく主な施策
基本方針Ⅰ 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進	(1) 適正排出しやすい環境づくり
	(2) マイバッグの活用とレジ袋の削減
	(3) 生ごみの水切り、食品ロスの削減
	(4) リサイクル教育の実施
	(5) 負担の公平化の検討
	(6) 事業者等への指導
	(7) 多量排出事業者等への指導
	(8) ごみの排出抑制の促進
	(9) ごみの分別、排出及び再資源化の啓発
	(10) 資源ごみの分別収集の推進
基本方針Ⅱ 循環型社会づくりに向けた協働の推進	(1) 市民団体等への支援
	(2) 情報提供と普及啓発
	(3) 新たな分別区分の検討
	(4) 食育・環境教育の推進
	(5) 収集運搬体制の見直し
	(6) 廃棄物を再生資源とした利用推進
	(7) 温暖化対策の推進
基本方針Ⅲ 環境負荷の少ない適正な処理・処分	(1) 環境美化の推進
	(2) 適正な処理・処分の実施
	(3) 事業系ごみの適正処理
	(4) 在宅医療廃棄物対策
	(5) 適正処理困難物対策
	(6) 不法投棄対策
	(7) 災害時などにおけるごみ処理体制の整備

6.2.2 酒々井町

基本方針	基本方針に基づく主な施策
基本方針 I 資源循環型社会の構築に向けて、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを徹底し、ごみの減量化、再資源化を推進します。	(1) 減量化・資源化の促進
	(2) 有料化の検討
	(3) 環境教育、普及啓発の充実等
	(4) 多量排出事業者に対する減量化指導
	(5) 資源回収に対する助成制度の維持
	(6) 環境物品等の使用促進等
	(7) 食品ロスの削減
	(8) 過剰包装の抑制
	(9) 生ごみの堆肥化
	(10) 使い捨て品の使用抑制
基本方針 II ごみの排出量を削減し、コスト削減とごみ処理施設の長寿命化を図るため、分別収集の徹底と収集処理体制の整備に努めます。	(1) 収集運搬体制の整備
	(2) 処理施設の整備
	(3) 収集運搬体制の見直し
	(4) 新たな分別区分の検討
	(5) 適正な処理処分の実施
	(6) 適正処理困難物対策
	(7) 不法投棄対策

6.2.3 組合

組合は、脱炭素社会の構築に向けて、引き続きごみの安定処理を前提として、電力使用量及び燃料使用量の低減、発電量の最大化を図ります。

また、今後も焼却施設での焼却灰及び焼却残渣は、可能な範囲で再資源化(スラグ化など)することを基本とします。

6.3 達成目標

6.3.1 廃棄物の排出抑制

佐倉市及び酒々井町が取組むさまざまなごみ減量化施策に対応する体制の確立を図り、積極的にごみ排出抑制・再資源化を推進します。

6.3.2 資源化・熱エネルギーの活用

排出されたごみは、中間処理により資源回収を行うとともに、焼却に伴う熱エネルギーの活用や焼却残渣の再資源化など最大限の資源化を図るものとします。

6.3.3 最終処分量の低減

これまでも最終処分量の削減のため、粗大ごみ処理施設で破碎・分別した不燃物の焼

却処理や焼却施設からの焼却灰の再資源化などを行ってきていますが、最終処分場における埋立残余量を考慮し、これまで以上の削減対策を講ずるものとします。

6.4 目標年次

計画期間は令和3年度を初年度とし、目標年度は10年後の令和12年度とします。

7. ごみの発生量及び処理量の見込み

7.1 ごみ排出量の将来推計

7.1.1 人口の将来予測

1) 佐倉市の将来人口

佐倉市の将来人口については、佐倉市人口ビジョン（令和2年3月改訂）における推計値を採用します。

2) 酒々井町

酒々井町の将来人口については、酒々井町一般廃棄物処理基本計画と同様に酒々井町人口ビジョン（令和4年3月改訂）における推計値を採用します。

3) 組合の将来人口

本計画における組合の人口実績及び将来人口は以下の表 7-1-1 のとおりです。計画期間の初年度である令和3年度では192,999人、目標年度である令和12年度では187,200人と見込んでいます。

表 7-1-1 組合における人口実績及び将来人口

	年度	佐倉市	酒々井町	組合
人口 実績	H27	177,112	21,238	198,350
	H28	176,836	21,144	197,980
	H29	176,300	21,010	197,310
	H30	175,904	20,918	196,822
	R01	175,279	20,741	196,020
	R02	173,979	20,699	194,678
	R03	172,478	20,521	192,999
	R04	171,571	20,344	191,915
	R05	170,508	20,303	190,811
	R06	169,656	20,078	189,734
将来 人口	R07	170,678	20,660	191,338
	R08	169,924	20,587	190,511
	R09	169,169	20,514	189,683
	R10	168,415	20,440	188,855
	R11	167,660	20,367	188,027
	R12	166,906	20,294	187,200

※1 佐倉市の将来人口は「佐倉市人口ビジョン（令和2年3月）」による。

※2 酒々井町の将来人口は「酒々井町人口ビジョン（令和4年3月）」による。

※3 佐倉市人口ビジョンでは10年ごと、酒々井町人口ビジョンでは5年ごとの将来人口しか示されていないため、間の年度は均等割りで算出した。

7.1.2 ごみ排出量の将来推計（現況排出状況時）

1) 佐倉市

佐倉市のごみ排出量の将来推計結果（現況排出状況時）は表 7-1-2 及び表 7-1-3 に示すとおりです。ごみの排出量の将来推計は、ごみ原単位を推計し、将来人口及び年間日数を乗じて算出します。ごみ原単位については、佐倉市一般廃棄物処理基本計画の家庭系ごみ、事業系ごみ及び集団回収それぞれの推計式に基づいて本計画の目標年次の令和 12 年度まで整理しました。

ごみ排出量は、令和 12 年度において 44,291 t となり、令和 6 年度の 46,623 t に対して 2,332 t（5%）の減少となります。

表 7-1-2 佐倉市ごみ原単位の推計（現況排出状況時）

年度	家庭系ごみ(g/人・日)					事業系ごみ(g/人・日)				集団回収	
	可燃	不燃	粗大	資源物	計	可燃	不燃	粗大	計		
実績	H27	505	12	31	56	604	112	0	5	117	81
	H28	503	11	32	55	601	122	0	5	127	76
	H29	502	11	31	54	598	129	0	5	134	70
	H30	506	10	29	53	598	134	0	4	138	64
	R01	512	11	46	54	623	142	0	5	147	59
	R02	530	12	40	57	640	133	0	5	138	55
	R03	513	11	35	55	615	142	0	4	146	53
	R04	509	9	34	55	608	142	0	3	146	50
	R05	487	9	28	54	578	140	0	2	142	45
推計	R06	483	8	27	52	571	138	0	2	139	43
	R07	487	8	27	52	576	141	0	2	142	43
	R08	484	8	27	52	572	141	0	2	142	41
	R09	480	8	27	52	567	140	0	2	141	39
	R10	476	8	27	51	563	140	0	2	141	37
	R11	473	8	26	51	559	139	0	2	140	35
	R12	469	8	26	51	555	139	0	2	140	33

※1 端数処理のため、内訳と合計が一致しない年度があります（集団回収単位：g/人・日）

表 7-1-3 佐倉市ごみ排出量の推計（現況排出状況時）（単位：t/年）

年度	発生量											合計	
	排出量										集団回収		
	家庭系ごみ					事業系ごみ							
	可燃	不燃	粗大	資源物	小計	可燃	不燃	粗大	小計	計			
実績	H27	32,734	760	2,029	3,607	39,130	7,276	0	336	7,612	46,742	5,261	52,003
	H28	32,468	702	2,069	3,536	38,775	7,866	0	318	8,184	46,959	4,920	51,879
	H29	32,283	725	1,975	3,474	38,457	8,314	0	305	8,619	47,075	4,475	51,550
	H30	32,463	661	1,830	3,418	38,372	8,585	0	282	8,867	47,238	4,130	51,368
	R01	32,849	693	2,962	3,433	39,937	9,126	0	305	9,431	49,368	3,775	53,143
	R02	33,673	761	2,564	3,639	40,637	8,474	0	302	8,776	49,413	3,475	52,888
	R03	32,324	710	2,233	3,457	38,724	8,965	7	233	9,205	47,929	3,328	51,257
	R04	31,900	586	2,146	3,432	38,064	8,915	0	197	9,112	47,176	3,115	50,291
	R05	30,404	562	1,732	3,342	36,040	8,738	0	132	8,870	44,910	2,834	47,744
推計	R06	29,914	511	1,691	3,239	35,355	8,532	0	93	8,625	43,980	2,643	46,623
	R07	30,353	503	1,697	3,268	35,821	8,751	0	95	8,846	44,667	2,679	47,346
	R08	30,009	497	1,678	3,231	35,415	8,712	0	95	8,807	44,222	2,543	46,765
	R09	29,696	492	1,660	3,197	35,045	8,636	0	94	8,730	43,775	2,415	46,190
	R10	29,275	485	1,636	3,152	34,548	8,574	0	93	8,667	43,215	2,274	45,489
	R11	28,936	479	1,618	3,115	34,148	8,475	0	92	8,567	42,715	2,142	44,857
	R12	28,600	474	1,599	3,079	33,752	8,437	0	92	8,529	42,281	2,010	44,291

2) 酒々井町

酒々井町のごみ排出量の将来推計結果（現況排出状況時）は表 7-1-4 及び表 7-1-5 に示すとおりです。

ごみ原単位については、酒々井町一般廃棄物処理基本計画の家庭系ごみ、事業系ごみ及び集団回収それぞれの推計式に基づいて本計画の目標年次の令和 12 年度まで整理しました。

ごみの排出量は、令和 12 年度において 6,867 t となり、令和 6 年度の 6,689 t に対して 178 t（3%）の増加となります。

表 7-1-4 酒々井町ごみ原単位の推計（現況排出状況時）

年度	家庭系ごみ(g/人・日)					事業系ごみ(g/人・日)				集団回収	
	可燃	不燃	粗大	資源物	計	可燃	不燃	粗大	計		
実績	H27	583	24	22	28	657	196	0	43	240	76
	H28	580	23	30	28	661	198	0	57	256	70
	H29	574	22	27	28	651	212	1	44	256	61
	H30	562	21	32	26	641	214	0	34	248	56
	R01	574	23	40	26	663	233	0	87	320	52
	R02	578	23	38	24	663	227	0	56	282	47
	R03	564	19	37	25	645	243	0	56	299	46
	R04	541	18	34	26	618	246	0	44	290	42
	R05	520	17	35	25	597	240	0	41	281	39
R06	508	15	35	22	580	260	0	38	297	36	
推計	R07	537	16	37	23	613	266	0	39	304	32
	R08	533	16	37	23	608	269	0	39	307	29
	R09	528	16	36	23	603	272	0	40	311	27
	R10	524	15	36	23	598	275	0	40	314	24
	R11	517	17	35	25	593	272	0	46	317	21
	R12	515	15	35	22	588	280	0	41	320	19

（集団回収単位：g/人・日）

表 7-1-5 酒々井町ごみ排出量の推計（現況排出状況時）（単位：t/年）

年度	発生量											集団回収	合計
	排出量										計		
	家庭系ごみ					事業系ごみ							
	可燃	不燃	粗大	資源物	小計	可燃	不燃	粗大	小計				
実績	H27	4,534	183	173	218	5,108	1,527	1	337	1,865	6,973	594	7,567
	H28	4,474	177	231	216	5,098	1,530	1	441	1,972	7,070	542	7,612
	H29	4,401	167	207	216	4,991	1,622	5	335	1,962	6,953	470	7,423
	H30	4,288	160	248	195	4,891	1,632	2	263	1,897	6,788	424	7,212
	R01	4,360	175	300	195	5,030	1,772	1	657	2,430	7,460	395	7,855
	R02	4,365	173	290	183	5,011	1,713	1	420	2,134	7,145	356	7,501
	R03	4,224	144	279	184	4,831	1,817	1	420	2,238	7,069	346	7,415
	R04	4,014	134	253	190	4,591	1,823	1	330	2,154	6,745	313	7,058
	R05	3,867	125	261	183	4,436	1,786	1	303	2,090	6,526	293	6,819
R06	3,725	108	254	161	4,248	1,903	1	276	2,180	6,428	261	6,689	
推計	R07	4,049	120	279	175	4,623	2,001	1	290	2,292	6,915	241	7,156
	R08	4,002	118	276	173	4,569	2,014	1	292	2,307	6,876	218	7,094
	R09	3,965	117	273	172	4,527	2,038	1	296	2,335	6,862	203	7,065
	R10	3,908	115	269	169	4,461	2,045	1	297	2,343	6,804	179	6,983
	R11	3,843	126	260	186	4,415	2,058	1	298	2,357	6,772	156	6,928
	R12	3,815	113	263	165	4,356	2,069	1	300	2,370	6,726	141	6,867

3) 組合（佐倉市、酒々井町合計）

佐倉市及び酒々井町で排出するごみを合計すると表 7-1-6 に示すとおりとなります。

ごみの排出量は、令和 12 年度において 51,158 t となり、令和 6 年度の 53,312 t に対して 2,154 t（4%）の減少となります。

表 7-1-6 組合ごみ排出量の推計（現況排出状況時）

（単位：t/年）

年度	発生量												計	集団 回収	合計
	排出量														
	家庭系ごみ					事業系ごみ									
	可燃	不燃	粗大	資源物	小計	可燃	不燃	粗大	小計						
実績	H27	37,268	943	2,202	3,825	44,238	8,803	1	673	9,477	53,715	5,855	59,570		
	H28	36,942	879	2,300	3,752	43,873	9,396	1	759	10,156	54,029	5,462	59,491		
	H29	36,684	892	2,182	3,690	43,448	9,936	5	640	10,581	54,028	4,945	58,973		
	H30	36,751	821	2,078	3,613	43,263	10,217	2	545	10,764	54,026	4,554	58,580		
	R01	37,209	868	3,262	3,628	44,967	10,898	1	962	11,861	56,828	4,170	60,998		
	R02	38,038	934	2,854	3,822	45,648	10,187	1	722	10,910	56,558	3,831	60,389		
	R03	36,548	854	2,512	3,641	43,555	10,782	8	653	11,443	54,998	3,674	58,672		
	R04	35,914	720	2,399	3,622	42,655	10,738	1	527	11,266	53,921	3,428	57,349		
	R05	34,271	687	1,993	3,525	40,476	10,524	1	435	10,960	51,436	3,127	54,563		
R06	33,639	619	1,945	3,400	39,603	10,435	1	369	10,805	50,408	2,904	53,312			
推計	R07	34,402	623	1,976	3,443	40,444	10,752	1	385	11,138	51,582	2,920	54,502		
	R08	34,011	615	1,954	3,404	39,984	10,726	1	387	11,114	51,098	2,761	53,859		
	R09	33,661	609	1,933	3,369	39,572	10,674	1	390	11,065	50,637	2,618	53,255		
	R10	33,183	600	1,905	3,321	39,009	10,619	1	390	11,010	50,019	2,453	52,472		
	R11	32,779	605	1,878	3,301	38,563	10,533	1	390	10,924	49,487	2,298	51,785		
	R12	32,415	587	1,862	3,244	38,108	10,506	1	392	10,899	49,007	2,151	51,158		

7.1.3 ごみ発生量の将来推計（排出抑制目標達成時）

1) 佐倉市

佐倉市一般廃棄物処理基本計画では、表 3-5-3 のとおり、排出量の目標を設定しており、目標年度（令和 11 年度）に家庭ごみ排出量原単位を 520 g/人・日、事業系ごみ排出量原単位を 135 g/人・日としています。この目標値を基に令和 12 年度までのごみ原単位及びごみ排出量の推計値を整理すると、表 7-1-7 及び表 7-1-8 のとおりとなります。

排出抑制時の令和 12 年度の排出量は、41,704 t となり、令和 6 年度の 46,623 t に対して 11%、排出抑制を行わない場合の 44,291 t に対して 5%少ない値となります。

表 7-1-7 佐倉市ごみ原単位の推計（排出抑制目標達成時）

年度	家庭系ごみ(g/人・日)					事業系ごみ(g/人・日)				集団 回収	
	可燃	不燃	粗大	資源物	計	可燃	不燃	粗大	計		
実績	H27	505	12	31	56	604	112	0	5	117	81
	H28	505	11	32	55	603	122	0	5	127	76
	H29	502	11	31	54	598	129	0	5	134	70
	H30	506	10	29	53	598	134	0	4	138	64
	R01	512	11	46	54	623	142	0	5	147	59
	R02	530	12	40	57	640	133	0	5	138	55
	R03	513	11	35	55	615	142	0	4	146	53
	R04	509	9	34	55	608	142	0	3	146	50
	R05	487	9	28	54	578	140	0	2	142	45
R06	483	8	27	52	571	138	0	2	139	43	
推計	R07	480	8	27	52	568	137	0	2	139	41
	R08	470	8	27	52	557	136	0	2	138	40
	R09	458	8	27	52	544	136	0	1	137	38
	R10	446	8	27	51	532	135	0	1	136	37
	R11	435	8	26	51	520	134	0	1	135	35
	R12	431	8	26	51	516	134	0	1	135	34

※1 端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。（集団回収単位：g/人・日）

表 7-1-8 佐倉市ごみ排出量の推計（排出抑制目標達成時）

（単位：t/年）

年度	発生量											集団 回収	合計
	排出量										計		
	家庭系ごみ					事業系ごみ							
	可燃	不燃	粗大	資源物	小計	可燃	不燃	粗大	小計	計			
実績	H27	32,734	760	2,029	3,607	39,130	7,276	0	336	7,612	46,742	5,261	52,003
	H28	32,468	702	2,069	3,536	38,775	7,866	0	318	8,184	46,959	4,920	51,879
	H29	32,283	725	1,975	3,474	38,457	8,314	0	305	8,619	47,075	4,475	51,550
	H30	32,463	661	1,830	3,418	38,372	8,585	0	282	8,867	47,238	4,130	51,368
	R01	32,849	693	2,962	3,433	39,937	9,126	0	305	9,431	49,368	3,775	53,143
	R02	33,673	761	2,564	3,639	40,637	8,474	0	302	8,776	49,413	3,475	52,888
	R03	32,324	710	2,233	3,457	38,724	8,965	7	233	9,205	47,929	3,328	51,257
	R04	31,900	586	2,146	3,432	38,064	8,915	0	197	9,112	47,176	3,115	50,291
	R05	30,404	562	1,732	3,342	36,040	8,738	0	132	8,870	44,910	2,834	47,744
R06	29,914	511	1,691	3,239	35,355	8,532	0	93	8,625	43,980	2,643	46,623	
推計	R07	29,903	503	1,697	3,268	35,371	8,566	0	93	8,659	44,030	2,579	46,609
	R08	29,150	497	1,678	3,231	34,556	8,467	0	92	8,559	43,115	2,468	45,583
	R09	28,357	492	1,660	3,197	33,706	8,391	0	91	8,482	42,188	2,365	44,553
	R10	27,416	485	1,636	3,152	32,689	8,270	0	90	8,360	41,049	2,250	43,299
	R11	26,620	479	1,618	3,115	31,832	8,176	0	85	8,261	40,093	2,142	42,235
	R12	26,257	474	1,599	3,079	31,409	8,139	0	85	8,224	39,633	2,071	41,704

2) 酒々井町

酒々井町一般廃棄物処理基本計画では、表 3-5-4 のとおり、排出量の目標を設定しており、目標年度（令和 11 年度）に家庭ごみ排出量原単位を 524 g/人・日、事業系ごみを 246 g/人・日としています。この目標値を基に令和 12 年度までのごみ原単位及びごみ排出量の推計値を整理すると、表 7-1-9 及び表 7-1-10 のとおりとなります。

排出抑制時の令和 12 年度の排出量は、5,820 t となり、令和 6 年度の 6,689 t に対し 13%少ない値となり、排出抑制を行わない場合は 6,867 t となり令和 6 年度に対して 3%多い値となります。

表 7-1-9 酒々井町ごみ原単位の推計（排出抑制目標達成時）

年度	家庭系ごみ(g/人・日)					事業系ごみ(t/事業所・年)				集団回収	
	可燃	不燃	粗大	資源物	計	可燃	不燃	粗大	計		
実績	H27	583	24	22	28	657	196	0	43	240	76
	H28	580	23	30	28	661	198	0	57	256	70
	H29	574	22	27	28	651	212	1	44	256	61
	H30	562	21	32	26	641	214	0	34	248	56
	R01	574	23	40	26	663	233	0	87	320	52
	R02	578	23	38	24	663	227	0	56	282	47
	R03	564	19	37	25	645	243	0	56	299	46
	R04	541	18	34	26	618	246	0	44	290	42
	R05	520	17	35	25	597	240	0	41	281	39
	R06	508	15	35	22	580	260	0	38	297	36
推計	R07	519	16	37	27	598	250	0	37	287	32
	R08	497	16	37	31	580	241	0	36	277	29
	R09	474	16	36	36	562	231	0	36	266	27
	R10	452	15	36	40	544	222	0	35	256	24
	R11	427	17	35	45	524	212	0	34	246	24
	R12	425	15	35	45	521	212	0	34	246	19

※1 端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。（集団回収単位：g/人・日）

表 7-1-10 酒々井町ごみ排出量の推計（排出抑制目標達成時）

（単位：t/年）

年度	発生量											集団回収	合計
	排出量										計		
	家庭系ごみ					事業系ごみ							
	可燃	不燃	粗大	資源物	小計	可燃	不燃	粗大	小計	計			
実績	H27	4,534	183	173	218	5,108	1,527	1	337	1,865	6,973	594	7,567
	H28	4,474	177	231	216	5,098	1,530	1	441	1,972	7,070	542	7,612
	H29	4,401	167	207	216	4,991	1,622	5	335	1,962	6,953	470	7,423
	H30	4,288	160	248	195	4,891	1,632	2	263	1,897	6,788	424	7,212
	R01	4,360	175	300	195	5,030	1,772	1	657	2,430	7,460	395	7,855
	R02	4,365	173	290	183	5,011	1,713	1	420	2,134	7,145	356	7,501
	R03	4,224	144	279	184	4,831	1,817	1	420	2,238	7,069	346	7,415
	R04	4,014	134	253	190	4,591	1,823	1	330	2,154	6,745	313	7,058
	R05	3,867	125	261	183	4,436	1,786	1	303	2,090	6,526	293	6,819
	R06	3,725	108	254	161	4,248	1,903	1	276	2,180	6,428	261	6,689
推計	R07	3,913	120	279	201	4,513	1,888	1	274	2,163	6,676	241	6,917
	R08	3,731	118	276	234	4,359	1,814	1	263	2,078	6,437	218	6,655
	R09	3,560	117	273	269	4,219	1,746	1	253	2,000	6,219	203	6,422
	R10	3,370	115	269	301	4,055	1,668	1	242	1,911	5,966	179	6,145
	R11	3,174	126	260	335	3,895	1,596	1	232	1,829	5,724	178	5,902
	R12	3,148	113	263	333	3,857	1,590	1	231	1,822	5,679	141	5,820

3) 組合（佐倉市、酒々井町合計）

排出抑制時における佐倉市及び酒々井町のごみ排出量を合計すると表 7-1-11 に示すとおりとなります。排出抑制時の排出量は、令和 12 年度で 47,524 t となり、令和 6 年度の 53,312 t に対し 5,788 t (11%) の減少となります。排出抑制をしない場合の 51,158 t に対しては、2,154 t (4%) 少ない値となります。

表 7-1-11 組合ごみ排出量の推計（排出抑制目標達成時）（単位：t/年）

年度	発生量												集 団 回 収	合 計
	排出量											計		
	家庭系ごみ					事業系ごみ								
	可燃	不燃	粗大	資源物	小計	可燃	不燃	粗大	小計					
実 績	H27	37,268	943	2,202	3,825	44,238	8,803	1	673	9,477	53,715	5,855	59,570	
	H28	36,942	879	2,300	3,752	43,873	9,396	1	759	10,156	54,029	5,462	59,491	
	H29	36,684	892	2,182	3,690	43,447	9,936	5	640	10,581	54,028	4,945	58,973	
	H30	36,751	821	2,078	3,613	43,262	10,217	2	545	10,764	54,026	4,554	58,580	
	R01	37,209	868	3,262	3,628	44,967	10,898	1	962	11,861	56,828	4,170	60,998	
	R02	38,038	934	2,854	3,822	45,648	10,187	1	722	10,910	56,558	3,831	60,389	
	R03	36,548	854	2,512	3,641	43,555	10,782	8	653	11,443	54,998	3,674	58,672	
	R04	35,914	720	2,399	3,622	42,655	10,738	1	527	11,266	53,921	3,428	57,349	
	R05	34,271	687	1,993	3,525	40,476	10,524	1	435	10,960	51,436	3,127	54,563	
R06	33,639	619	1,945	3,400	39,603	10,435	1	369	10,805	50,408	2,904	53,312		
推 計	R07	33,816	623	1,976	3,469	39,884	10,454	1	367	10,822	50,706	2,820	53,526	
	R08	32,881	615	1,954	3,465	38,915	10,281	1	355	10,637	49,552	2,686	52,238	
	R09	31,917	609	1,933	3,466	37,925	10,137	1	344	10,482	48,407	2,568	50,975	
	R10	30,786	600	1,905	3,453	36,744	9,938	1	332	10,271	47,015	2,429	49,444	
	R11	29,794	605	1,878	3,450	35,727	9,772	1	317	10,090	45,817	2,320	48,137	
	R12	29,405	587	1,862	3,412	35,266	9,729	1	316	10,046	45,312	2,212	47,524	

7.2 ごみ処理量の見込み

7.2.1 現況排出時の処理量の見込み

ごみ排出量の推計結果よりごみ処理量は、表 7-2-1 に示すとおり見込まれ、令和 12 年度で焼却量は 45,173 t となり、令和 6 年度の 46,393 t に対して 3%減少となります。

表 7-2-1 ごみ処理量の見込み（現況排出状況時）（単位：t/年）

年度	焼却量			破碎・選別				資源化量					
	可燃ごみ	可燃物	計	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物	計	集団回収	直接資源化物	中間処理後再生利用量	計	リサイクル率(%)	
実績	H27	46,071	3,099	49,170	942	2,875	2,128	5,945	5,855	76	6,715	12,646	20.2%
	H28	46,338	3,230	49,568	878	3,059	2,118	6,055	5,462	76	6,351	11,889	19.0%
	H29	46,620	3,048	49,668	862	2,822	2,099	5,783	4,945	69	6,856	11,870	19.2%
	H30	46,968	2,853	49,821	820	2,623	2,035	5,478	4,554	69	6,742	11,365	18.5%
	R01	48,107	4,231	52,338	868	4,224	2,046	7,138	4,170	74	6,692	10,936	16.8%
	R02	48,225	3,570	51,795	934	3,576	2,172	6,682	3,831	75	7,258	11,164	18.5%
	R03	47,330	3,250	50,580	854	3,165	1,995	6,014	3,674	71	6,820	10,565	18.0%
	R04	46,652	2,965	49,617	713	2,926	1,916	5,555	3,428	63	7,201	10,692	18.6%
推計	R05	44,795	2,446	47,241	680	2,428	1,799	4,907	3,127	65	6,805	9,997	18.3%
	R06	44,074	2,319	46,393	611	2,314	1,679	4,604	2,904	67	6,407	9,378	17.6%
	R07	45,154	2,369	47,523	615	2,361	1,706	4,682	2,920	68	6,471	9,459	17.4%
	R08	44,737	2,345	47,082	607	2,341	1,686	4,634	2,761	68	6,395	9,224	17.1%
	R09	44,335	2,326	46,661	601	2,323	1,669	4,593	2,618	67	6,321	9,006	16.9%
	R10	43,802	2,297	46,099	592	2,295	1,644	4,531	2,453	66	6,228	8,747	16.7%
	R11	43,312	2,279	45,591	597	2,268	1,643	4,508	2,298	68	6,147	8,513	16.4%
	R12	42,921	2,252	45,173	579	2,254	1,608	4,441	2,151	65	6,070	8,286	16.2%

7.2.2 排出抑制時の処理量の見込み

排出抑制時のごみ処理量の見込みは、表 7-2-2 に示すとおりとなります。令和 12 年度で焼却量は 41,331 t となり、令和 6 年度 46,393 t に対して 11%の減少となります。また、現況排出時に対しては、3%少ない値となります。

表 7-2-2 ごみ処理量の見込み（排出抑制目標達成時）（単位：t/年）

年度	焼却量			破碎・選別				資源化量					
	可燃ごみ	可燃物	計	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物	計	集団回収	直接資源化物	中間処理後再生利用量	計	リサイクル率(%)	
実績	H27	46,071	3,099	49,170	942	2,875	2,128	5,945	5,855	76	6,715	12,646	20.2%
	H28	46,338	3,230	49,568	878	3,059	2,118	6,055	5,462	76	6,351	11,889	19.0%
	H29	46,620	3,048	49,668	862	2,822	2,099	5,783	4,945	69	6,856	11,870	19.2%
	H30	46,968	2,853	49,821	820	2,623	2,035	5,478	4,554	69	6,742	11,365	18.5%
	R01	48,107	4,231	52,338	868	4,224	2,046	7,138	4,170	74	6,692	10,936	16.8%
	R02	48,225	3,570	51,795	934	3,576	2,172	6,682	3,831	75	7,258	11,164	18.5%
	R03	47,330	3,250	50,580	854	3,165	1,995	6,014	3,674	71	6,820	10,565	18.0%
	R04	46,652	2,965	49,617	713	2,926	1,916	5,555	3,428	63	7,201	10,692	18.6%
推計	R05	44,795	2,446	47,241	680	2,428	1,799	4,907	3,127	65	6,805	9,997	18.3%
	R06	44,074	2,319	46,393	611	2,314	1,679	4,604	2,904	67	6,407	9,378	17.6%
	R07	44,270	2,355	46,625	615	2,343	1,730	4,688	2,820	70	6,660	9,550	17.8%
	R08	43,162	2,322	45,484	607	2,309	1,743	4,659	2,686	72	6,913	9,671	18.5%
	R09	42,054	2,292	44,346	601	2,277	1,760	4,638	2,568	75	7,160	9,803	19.2%
	R10	40,724	2,254	42,978	592	2,237	1,767	4,596	2,429	75	7,417	9,921	20.1%
	R11	39,566	2,225	41,791	597	2,195	1,783	4,575	2,320	78	7,668	10,066	20.9%
	R12	39,134	2,197	41,331	579	2,178	1,764	4,521	2,212	76	7,615	9,903	20.8%

8. ごみの処理主体

ごみの処理主体及び運営方法は、次のとおりとし必要に応じ処理主体の見直しを行う方針とします。また、容器包装廃棄物等の再資源化は、民間施設が処理主体となっています。

表 8-1-1 ごみの処理主体

区 分	処理主体	対 象 等
分別排出	佐倉市並びに 酒々井町の 住民・事業者	可燃ごみ
		不燃ごみ
		粗大ごみ
		資源物(ビン・カン・ペットボトル等)
収集・運搬	佐倉市	分別区分ごとの収集・運搬
	酒々井町	分別区分ごとの収集・運搬
中間処理	組 合	焼却施設
		粗大ごみ処理施設
		リサイクルセンター
最終処分	組 合	最終処分場

9. ごみ処理計画

9.1 排出抑制・再資源化計画

9.1.1 廃棄物の排出抑制

佐倉市及び酒々井町が取組むさまざまなごみ減量化施策に対応する体制の確立を図り、積極的にごみ排出抑制・再資源化を推進します。

9.1.2 資源化・熱エネルギーの活用

排出されたごみは、中間処理により資源回収を行うとともに、焼却に伴う熱エネルギーの活用や焼却残渣の再資源化など最大限の資源化を図るものとします。

9.1.3 最終処分量の低減

これまでも最終処分量の削減のため、粗大ごみ処理施設で破碎・分別した粗大ごみ及び不燃ごみの中の可燃物の焼却処理や焼却施設からの焼却残渣の民間施設での処理などを行ってきていますが、最終処分場における埋立残余量を考慮し、これまで以上の削減対策を講ずるものとします。

9.2 収集・運搬計画

ごみの収集・運搬は、佐倉市、酒々井町において直営または委託により行われており、収集・運搬計画そのものは佐倉市、酒々井町において立案されます。

生活系ごみの収集・処理体制は、ごみの分別品目ごとに設定した収集の方式や日程などは、必要に応じて調整を図られています。また、プラスチック使用製品廃棄物等について、検討されています。

9.2.1 収集・運搬体制の見直し

ごみ収集・運搬については、組合が行う中間処理、再資源化、最終処分の計画と整合を図り、効率的な収集運搬体制について佐倉市、酒々井町と検討していきます。

9.3 中間処理計画

9.3.1 中間処理に関する目標

1) 再資源化、減量化

組合に搬入されるごみのうち、可燃性のものは、焼却することにより発生する熱エネルギーを有効利用します。

不燃性のもの（粗大ごみや不燃ごみ、ビン、カンなど）については、資源として有効利用可能なものは最大限再生や資源回収を行います。

さらに、これらの中間処理を行うことにより、最終的な埋立処分量の低減を図ります。

2) 環境保全

中間処理のための施設は、公害防止対策が万全なものとし、周辺環境の保全を図ります。

3) 地域振興

中間処理施設で処理過程から得られる熱エネルギー等を積極的に回収し、それらを活用することにより、住民の健康増進と地域振興に寄与する中核的な施設とします。

9.3.2 中間処理の方法

1) 可燃物処理方式

既設の処理方式は、流動床式焼却炉を採用しており、平成 28 年度から平成 31 年度にかけて基幹的設備改良工事を実施しました。基幹的設備改良工事実施後 15 年間稼働を続ける予定です。焼却灰についても資源化が図られています。したがって、処理の確実性、経済性及び最終処分量の削減効果等を考慮し、可燃物の処理方式は焼却方式を想定するものとします。

9.3.3 中間処理対象量

1) 焼却施設

焼却施設で処理の対象とするものは、可燃ごみと粗大ごみ及び不燃ごみ中の可燃物とします。

計画目標年度である令和12年度における焼却量は、表9-3-1に示すとおり41,331tとなります。なお、粗大ごみ処理施設において発生する可燃物は、粗大ごみ、不燃ごみ及び資源物に含まれる可燃物を破碎・選別したものです。また、焼却残渣量は、令和12年度で3,939tとなります。

表 9-3-1 焼却量及び焼却残渣量

年度	焼却量(t/年)			焼却残渣量(t/年)			
	可燃ごみ	可燃物	計	焼却灰	不燃物	固化灰	計
R01	48,107	4,231	52,338	2,824	1,796	539	5,159
R06	44,074	2,319	46,393	2,819	1,603	0	4,422
R12	39,134	2,197	41,331	2,511	1,428	0	3,939

※1 焼却灰量、不燃物量は、R06年度実績より焼却量の6.1%、3.5%としました。

2) 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設で処理の対象とするのは、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物とします。

計画目標年度である令和12年度における年間処理量は、表9-3-2に示すとおり4,521tとなります。処理残渣の内訳は、焼却の対象となる可燃物が2,278t、不燃物が77t、資源物が2,166tとなります。

表 9-3-2 粗大ごみ処理施設の処理量及び処理残渣量

年度	処理量(t/年)				処理残渣量(t/年)			
	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物	計	可燃物	不燃物	資源物	計
R01	868	4,224	2,046	7,138	4,231	127	2,780	7,138
R06	611	2,314	1,679	4,604	2,319	79	2,205	4,603
R12	579	2,178	1,764	4,521	2,278	77	2,166	4,521

※1 可燃物、不燃物、資源物は、R06年度実績より処理量の50.4%、1.7%、47.9%としました。

9.4 最終処分計画

9.4.1 最終処分に関する目標

最終処分場の延命化と周辺環境の保全を図ることを目標とします。

1) 延命化

焼却灰の再資源化や粗大ごみ処理施設からの不燃物中の可燃物の焼却処理などによる埋立対象物の削減に加え、不燃ごみを選別処理することにより有価物を回収し、

可燃物は焼却することにより、埋立対象物を削減し、最終処分場の延命化を図るもの
とします。

2) 二次公害の防止

埋立物の飛散や埋立物による二次公害を発生させないよう施設の維持に努め、埋
立物の安定化を図るものとしてします。

9.4.2 最終処分の方法

埋立物の飛散防止や埋立地盤の安定等を考慮し、現在と同様にサンドイッチ方式と
セル方式を併用した最終処分を行うものとしてします。

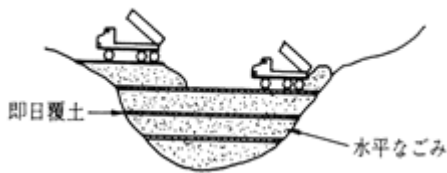


図 9-4-1 サンドイッチ方式

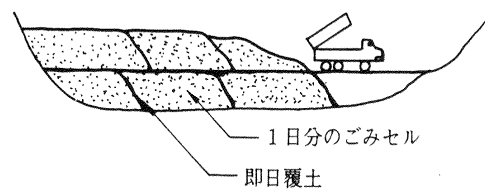


図 9-4-2 セル方式

9.4.3 最終処分量

令和 7 年度以降の埋立量を過去 5 年間の平均値 $524\text{m}^3/\text{年}$ と想定すると、令和 7 年度
から令和 12 年度までの 6 年間の埋立量は、 $3,144\text{m}^3$ となります。令和 12 年度の最終
処分場の残余容量は $74,691\text{m}^3$ となり、中間覆土 ($13,675\text{m}^3$) 及び最終覆土 ($27,350\text{m}^3$)
を差し引いた有効残余容量は $33,666\text{m}^3$ となります。

表 9-4-1 最終処分量及び累積最終処分容量

(単位: m^3)

年度	埋立量	埋立量累計	残余量	覆土を除く残余量	備考
R01	1,452	288,549	80,451	39,426	実績
R02	795	289,344	79,656	38,631	実績
R03	882	290,226	78,774	37,749	実績
R04	331	290,557	78,443	37,418	実績
R05	324	290,880	78,120	37,095	実績
R06	284	291,165	77,835	36,810	実績
R07	524	291,689	77,311	36,286	
R08	524	292,213	76,787	35,762	
R09	524	292,737	76,263	35,238	
R10	524	293,261	75,739	34,714	
R11	524	293,785	75,215	34,190	
R12	524	294,309	74,691	33,666	

※ 計画埋立量は 1 期 $118,000\text{m}^3$ 、2 期 $251,000\text{m}^3$ で合計 $369,000\text{m}^3$

※ 中間覆土量は覆土高 50cm で 1 期 $1,621\text{m}^3$ 、2 期 $12,054\text{m}^3$ で合計 $13,675\text{m}^3$

※ 最終覆土量は覆土高 1m で 1 期 $3,242\text{m}^3$ 、2 期 $24,108\text{m}^3$ で合計 $27,350\text{m}^3$

※ $33,666\text{m}^3 = 369,000\text{m}^3 - 13,675\text{m}^3 - 27,350\text{m}^3 - 294,309\text{m}^3$

最終処分場への埋立てについては、焼却灰及び陶磁器類の再資源化や不燃残渣の処分等を外部委託し、できるだけ埋立量の減量化を図っており、今後も現状の埋立処分量で推移した場合、令和12年度においても、なお十分な残余容量を確保できる想定となり、令和16年度から稼働予定である次期一般廃棄物処理施設の稼働についても、十分に対応できる想定となっています。

しかし、災害等の突発的な状況の変化により、外部委託がすべて停止し、焼却灰・不燃残渣の全量を埋立てる状況が続いた場合には、毎年約5,000m³の埋立量が発生すると試算されます。この状態が続いた場合、埋立終了までの期間は、令和6年度の残余容量を基にした計算によると7年間程度に短縮されることが想定されます。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

発行年月 令和 8 年 3 月発行（改訂）

発 行 佐倉市、酒々井町清掃組合

〒285-0913 千葉県印旛郡酒々井町墨 1506 番地

電話 043-496-7511